

# かがやけ横浜こども青少年プラン(素案)

(計画期間:平成 22 年度～26 年度)



こども青少年局ホームページ  
キャラクター「すくすくん」

横浜市

平成 22 年 2 月



「ひだまりちゃん」

# 目 次

<b>後期計画(素案)の策定にあたって</b> .....	1
1 策定の趣旨	
2 計画期間	
3 対象	
4 本市が策定した他の計画との関係	
<b>第1章 行動計画の目指すもの</b> .....	3
1 理念	
2 基本的な視点	
<b>第2章 横浜市の次世代育成環境</b> .....	6
1 前期計画の総括と後期計画の方向性	
2 子ども・青少年やその家庭をめぐる状況	
3 新しい社会動向への対応	
<b>第3章 行動計画の施策体系</b> .....	14
1 基本目標	
2 4つの施策分野と10の基本施策	
<b>施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援</b> .....	18
基本施策1 生まれる前から産後の不安定な時期の支援の充実	
基本施策2 地域における子育て支援の充実	
基本施策3 未就学期の保育と教育の充実	
<b>施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援</b> .....	29
基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進	
基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実	
<b>施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援</b> .....	37
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	
基本施策7 障害児への支援	
基本施策8 ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応	
<b>施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進</b> .....	49
基本施策9 安心・安全のまちづくり	
基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にする機運の醸成	
<b>後期計画の推進に向けて</b> .....	57
1 事業執行に対する考え方	
2 計画の着実な推進について	

# 後期計画（素案）策定にあたって

## 1 策定の趣旨

次世代育成支援行動計画は、平成 15 年 7 月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画です。この法律は、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、地方公共団体及び事業主に対し、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組について行動計画として策定することを義務付けています。

横浜市では、子育て環境の整備を進めるための計画として、平成 17 年 4 月に横浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）「かがやけ横浜こどもプラン」（平成 17 年度～21 年度）を策定しました。さらに平成 18 年 4 月、こども青少年局が発足したことに伴い、局設置の目的である「生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開」、「福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組」を推進するため、平成 20 年 4 月に「横浜市青少年プラン」（平成 16 年 7 月策定）と統合し、次世代育成支援行動計画（前期計画）「かがやけ横浜こども青少年プラン」として、これを推進してきました。

現在、同法に基づき、平成 22 年度～26 年度を計画期間とする「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の策定を進めており、このたび、後期計画の理念や基本的方向性、施策やその目指すべき姿についてまとめた素案を作成しました。

今後は、素案について市民の皆さまからいただいたご意見を反映させた上で、平成 22 年 4 月以降に後期計画を公表する予定です。

## 2 計画期間

平成 22 年度から 26 年度の 5 か年間

## 3 対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 30 歳未満までの子ども・青少年とその家庭

施策の内容によっては、必要に応じて、この年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行う。

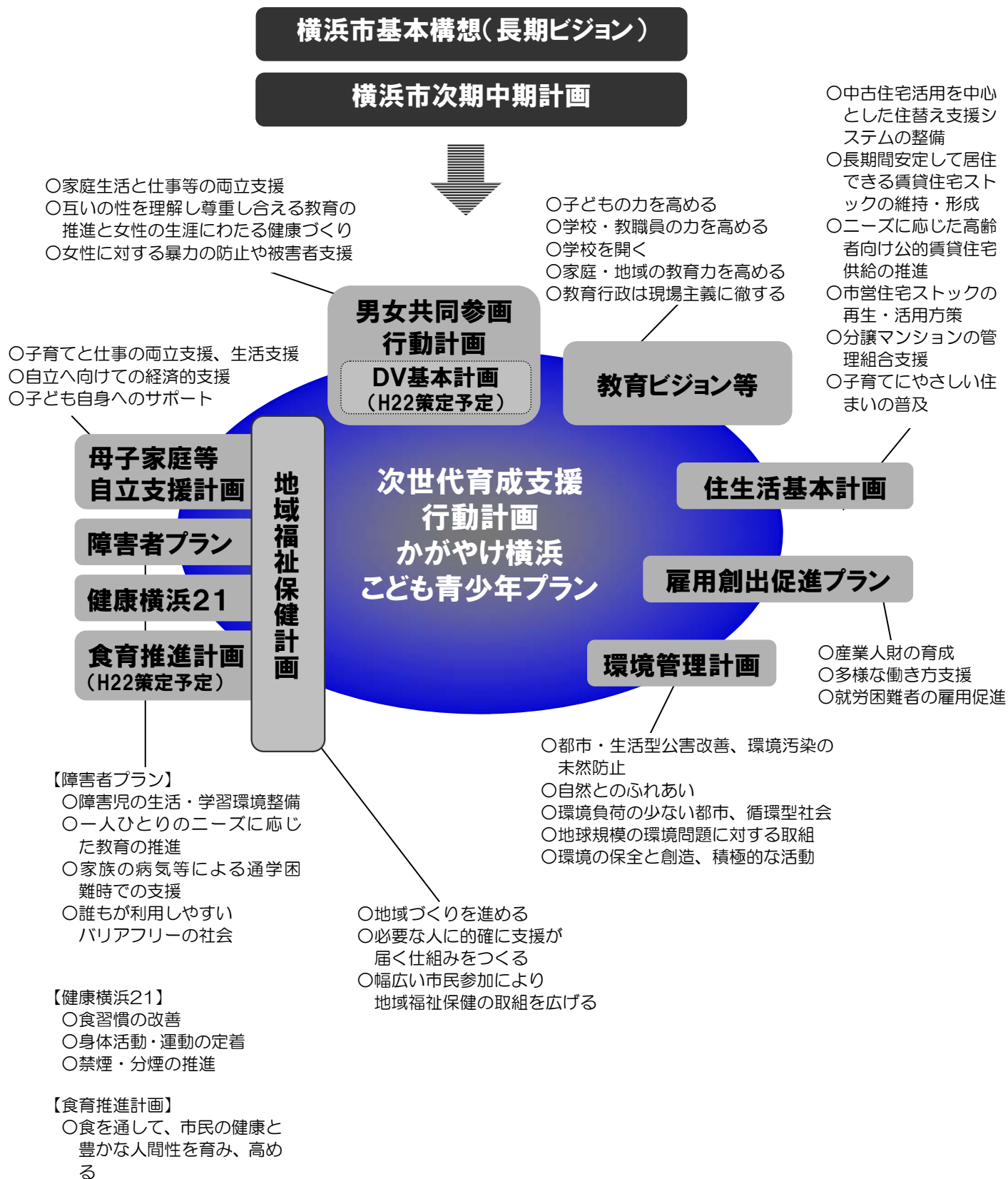
## 4 本市が策定した他の計画との関係

取組の趣旨や対象などが重なる本市の他の計画については、基本的には各計画を尊重することとし、これらと連携と整合を図りつつ、独自の領域を中心に計画（素案）を策定しました。また、今後策定

される予定（現在策定中）の各計画についても、可能なかぎりの整合を図りました。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、また、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、柔軟性をもって計画を進めていきます。

### 各計画との関連イメージ



# 第1章 行動計画の目指すもの

## 1 理念

### 未来の世代を育むまち「よこはま」の実現

未来を創る子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。

子ども・青少年は、やがて大人として成長し、その次の世代を育む側へと移っていきます。次世代育成とは、次代の親となる世代を育み、それによりさらに次の世代の子ども・青少年を育てていくという、社会全体の未来への責任ある取組です。子どもを取り巻くすべての市民が連携して、未来の世代を育むまち「よこはま」の実現をめざします。

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくためには、周囲から無条件で受け入れられ、安心して毎日を過ごすことのできる「保護」の機能と、社会に参加し自主性や社会性を育てていくことのできる「自立支援」の機能が、成長段階に応じて適切に得られる環境を整備していくことが重要となります。子ども・青少年の自立を支えるため、子ども・青少年一人ひとりが、地域の中で見守られながら、安心して毎日を暮らすことができるとともに、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、様々な体験を重ね、自立に向けて生きる力を育てていくことができるまちづくりを進めます。

また、子ども・青少年が安心して毎日を過ごすためには、子育ての基本となる家庭が安心して生み育てられる環境の整備が重要となります。すべての子育て家庭が、子どもの成長や家庭の状況にあわせて必要な支援を受けることができ、子育ての喜びを実感しながら、ゆとりを持って楽しく子育てができるまち、また、子どもを持ちたいと思う人が、子どもを産み育てることに希望を持てるまちづくりを進めます。



## 2 基本的な視点

計画の推進にあたり留意すべき基本的な視点として、次の5点を位置づけます。

### 1 すべての子ども・青少年への支援

子ども・青少年一人ひとりの置かれた状況を見ると、子ども・青少年や保護者に障害のある家庭や、ひとり親家庭、家庭での適切な養育が受けられない子ども・青少年など、それぞれの状況は様々です。子どもの権利条約にもあるように子どもの生きる権利・育つ権利を保障する意味で、子どもの視点に立った支援を展開する必要があります。

こうした個別の状況に応じたきめ細かな支援が求められるとともに、同時に、それを特別な個人の問題として捉えて、ほかの子ども・青少年と区別して支援するのではなく、それぞれの状況や課題を地域社会で広く理解し、受け入れ、すべての子ども・青少年を同じように地域の中で支えていくことが重要です。

子ども・青少年が、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、すべての子ども・青少年が共通に享受すべき支援との両方を得られる環境を整えていくため、「すべての子ども・青少年」を対象とすることを基本に計画を推進します。

### 2 家庭の子育て力を高める支援

子ども・青少年の健やかな成長にとって、家庭が大きな役割を担っていることは誰もが認めるところですが、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い親族や地域からの支えが少なくなるなど、子育てにおける家庭の負担が大きくなっており、不安や孤立感を抱える家庭も少なくありません。特に、子ども・青少年や保護者に障害のある家庭やひとり親家庭などについては、個別の状況に応じたきめ細かな支援が求められているほか、児童虐待や配偶者間暴力（DV）等により子ども・青少年に適切な養育環境を整えられない家庭に対しては、親子がともに地域で継続して生活ができるよう、家庭の全体像を踏まえた支援を進めることも重要です。

家庭が、家族形態や保護者の就労状況などの個別の状況に関わらず、子育てに十分に力を発揮できるよう、「すべての家庭」を対象に積極的に支援を行うことを基本に計画を推進します。



### 3 成長段階にあわせた一貫した支援

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくためには、周囲から無条件で受け入れられ、安心して毎日を過ごすことのできる「保護」の機能と、社会に参加し自主性や社会性を育てていくことのできる「自立支援」の機能が、成長段階に応じて適切に得られる環境を整備していくことが重要です。

子ども・青少年が、成長段階にあわせた切れ目ない支援を受けられるよう、生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの長期的な視点に立った、ライフステージを一貫した施策を展開することを基本に計画を推進します。

特に、乳幼児期については、子どもが基本的な生活習慣や社会性を養ううえでも、子育て家庭が子どもを生き育てることに積極的な価値を見出すうえでも重要な時期だといえます。子どもたちが、健やかな成長の基礎となる身近な人への信頼感や自己肯定感、規則正しい生活習慣を身につけていけるよう、子どもの成長の出発点となるこの時期を重点的に支えていきます。

さらに、支援にあたっては、福祉・保健・医療・教育などの分野だけでなく、労働・まちづくり、住宅施策など、生活全般にわたる分野で施策を展開していきます。

### 4 子ども・青少年の自立に向けた支援

子ども・青少年は、やがて大人として成長し、次代の親世代となっていきます。

子ども・青少年が、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、様々な体験を重ねることを通じて、自らの意志で物事の決定や行動ができ、その結果に対して責任を負えるとともに、他者への配慮やコミュニケーション能力などの社会性を身につけていくことができるよう、自立に向けた支援を行っていくことを基本に計画を推進します。

特に、思春期を迎えた青少年は、体と心の発達の中で、様々な悩みにぶつかることから、他者との関わりの中で思春期の悩みを乗り越えることのできる環境を整えていきます。

また、育ちの過程で困難にぶつかり、ひきこもりや無業状態などの状況にある若者についても、それぞれの社会・経済的な状況を考慮しながら、就労を視野に入れた適切な支援を行うなど、自立に向けた新たなスタートを応援する環境を整えていきます。

### 5 社会全体による支援

子ども・青少年の健やかな成長を支えることは、社会全体の未来への責任です。

行政はもとより、家庭、地域、保育所・幼稚園・学校、企業など、社会全体の様々な担い手が、次世代育成を自らの課題として捉え、それぞれの役割を担いながら次世代育成に積極的に関わっていくことを基本に計画を推進します。

特に、子ども・青少年が日々を過ごしながらか成長していく地域は、子ども・青少年の自立に欠かせない、多様な他者とのふれあいの場として重要な役割を担っていることから、地域の大人一人ひとりが、地域の子ども・青少年に関心を持ち、見守り、積極的に関わる環境を整えていきます。

また、子ども・青少年が多くの時間を過ごす学校は、学習の場であるとともに、活動の幅が広がっていく学齢期に社会性を育む場としても重要な役割を担っており、地域全体が学校により積極的に関わっていく環境を整えていきます。

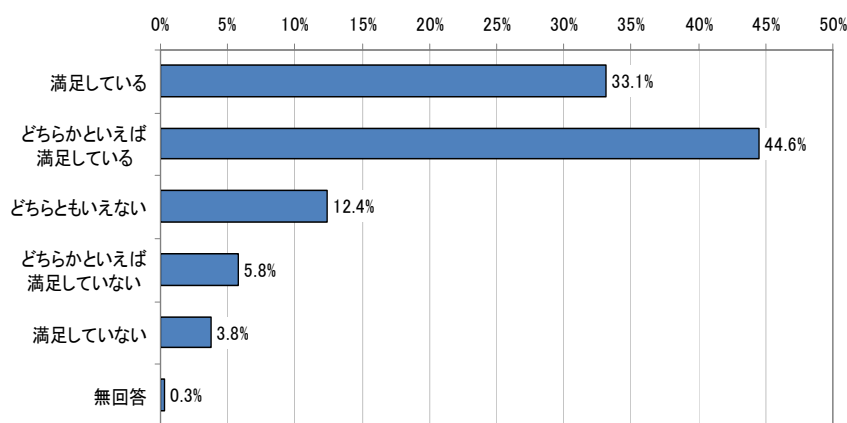
## 第2章 横浜市の次世代育成環境

### 1 前期計画の総括と後期計画の方向性

#### 前期計画は概ね目標を達成

次世代育成支援行動計画の前期計画（計画期間：平成17年度～21年度）については、計画に掲載された112の事業・取組のうち、100の事業・取組（全体の89%）について、計画期間内の達成が見込まれています。5か年にわたる計画の推進により、子育て支援サービスの種類や量が増加し、青少年の自立支援など新たな取組が展開されてきました。また、市民・NPO等の活動が活発化し、行政との協働も進むなど、地域における子育て支援や子ども・青少年活動の担い手も、着実に増えてきました。子育て中の市民（未就学児保護者）の「子育て生活の満足度」も、前回のニーズ調査で69.5%（15年度）だったのが77.7%（20年度）まで上昇しています。

#### ◇子育て生活の満足度（未就学児保護者）



<出典> 横浜市子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)(平成20年度/横浜市子ども青少年局)

一方、前期計画の目標水準の達成が見込めないものが12事業・取組あります。主な未達成の理由は、厳しい財政状況の中で効率的な事業展開を検討したこと、関係機関との調整や実施場所の選定に時間を要したこと、一部の事業については、計画途中で事業内容を見直しや転換を行ったことなどにより、進捗が遅れていることなどが挙げられます。これらについては、後期計画（計画期間：平成22年度～26年度）の中で、引き続き、早期実現に向けて取組を進めます。

#### 【達成が見込めないもの】8事業

##### ①地域子育て支援拠点の設置

[目標]18か所 [16年度末]0か所→ [21年度末]15か所 ※23年5月に達成見込み

##### ②保育所・幼稚園の子育て相談の充実

[目標]36か所 [16年度末]保育所育児支援センター園18か所→[21年度末]32か所

##### ③保育所の施設開放及び幼稚園はまっ子広場の拡充

保育所:[目標]119か所 [16年度末]121か所→ [21年度末]108か所

幼稚園:[目標]35か所 [16年度末]12か所→ [21年度末]25か所

④休日保育の実施

[目標]15か所 [16年度末]1か所→ [21年度末]10か所

⑤病児・病後児保育

[目標]病児保育14か所 [16年度末]1か所→ [21年度末]11か所

⑥プレイパークの推進

[目標]15か所 [21年度末]13か所

⑦青少年の地域活動拠点づくりの促進

[目標]12か所 [21年度末]7か所

⑧思春期啓発（講座・シンポジウムの開催）

[目標]参加者数2,000人 [21年度末]780人

**【計画途中で事業内容を転換したもの】 4事業**

①ピアカウンセリング（当事者同士が相談やアドバイス等を行うこと）の実施の検討

⇒子どもが同年代の子どもの相談に対応できるための準備段階として、思春期問題シンポジウムの対象を大人に限定をせず、思春期の子どもたちにも広く募集を呼びかけている。

②家庭の日（全国多数の都市が毎月第3日曜日を制定）の普及啓発

⇒「家庭の日」に限らず、家族団らんの機会を確保できるよう、企業や市民に対するワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる。

③プレネイタル・ビジット（出産前の小児科医による保健指導）の検討

⇒他都市でも普及しておらず、医療機関乳幼児健康診査や予防接種等を通じて産後早期からかかりつけ医を見つけることが可能であることから、事業の必要性を再検討する。

④医療機関からの診療情報提供の仕組みの確立（不適切養育の早期把握）

⇒医療機関との連携等の体制が十分整わなかったため、訪問系事業など、他事業を活用して進めていく。

**喫緊の課題への対応と施策の連携強化が必要**

一方、待機児童問題のように、前期計画において数値目標は達成したものの、結果として目指すべき姿が実現できなかった課題や、産科・周産期医療のように、前期計画策定後に新たに社会問題化してきた課題があります。このような喫緊の課題に対しては、特に重点を置いて、迅速に対応をする必要があることから、前期計画の最終年度である平成21年度に庁内プロジェクトで検討を行い、その結果を後期計画に

反映させながら推進していきます。

また、個別の施策は充実が図られてきたものの、施策どうしの連携が不十分なために、事業・取組の効果が十分に発揮されていないことが課題になっています。また、施策と施策の間に隙間が生じ、一貫した支援になっていないという状況も見られます。こうした課題について、後期計画では、既存の事業・取組のさらなる拡充とともに、きめ細かで切れ目のない支援に向けた、支援のネットワークの構築・活性化を推進していく必要があります。

## 2 子ども・青少年やその家庭をめぐる状況

### 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

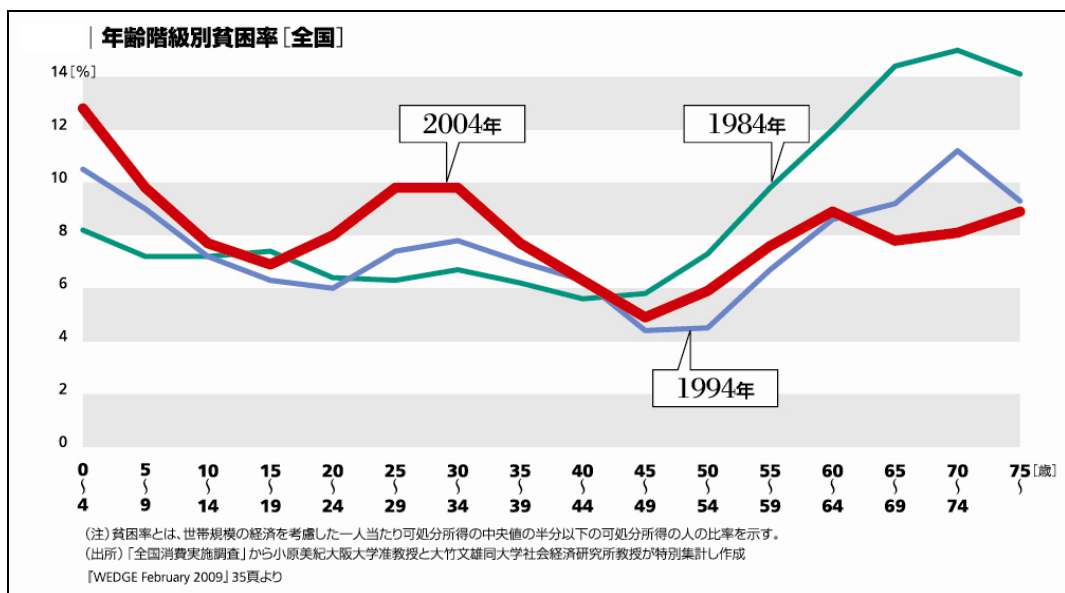
次世代育成支援とは、次代の親となる世代を育み、それによりさらに次の世代の子ども・青少年を育てていくという、未来への責任ある取組です。しかしながら、本来、地域に見守られて健やかに成長し、自立していくべき子ども・青少年が、その成長の過程で、いじめ・暴力・不登校、中退、ひきこもり、自殺、若者の無業状態など、深刻な状況に置かれることも少なくありません。

実際、横浜市立小中学校における不登校児童生徒数は小学生が943人、中学生が2,847人で、中学生は「27人に1人」に上ります（平成20年度）。小中学校の暴力行為の年間発生件数は、小学校559件、中学校2,826件で（平成20年度）、近年増加傾向にあります。子ども・青少年の自殺も深刻な状況が続いており、最近10年間の自殺者数は532人に上りました（平成10～19年、10～24歳）。また、市内の若年無業者は5.3万人（平成17年国勢調査、15～34歳）の規模になっています。

さらに近年、子育ての不安感・負担感の高まりや、育児放棄（ネグレクト）を含む児童虐待の増加など、家庭養育に関わる課題も顕在化しています。本市児童相談所の児童虐待対応件数は2,156件（平成20年度末）で5年前の2倍弱に上り、ここ数年の新規把握は年間600～700件と高いレベルで推移しています。児童虐待を含めた児童相談所養護相談も、平成15年度の2,856件から平成20年度は3,953件となり、増加傾向が続いています。

そうした困難な状態の背景には、経済的困窮や多様な家庭形態、子ども自身や親の障害や疾病、社会的孤立、さらには、長引く不況や昨今の雇用環境の悪化に伴う不安定就労や失業等、様々な状況があり、それぞれの要素が互いに複雑に絡み合っています。また、親の課題が子どもの問題の一因となっているなど、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境の“格差”にもつながっています。

実際、個々の課題や子ども・青少年の貧困率の上昇を見ても、生活不安のリスクは、かつては老後や健康不安など人生後半に想定されるものが中心でしたが、今日では子どもの育ちや教育・進学、就職など、人生の前半に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

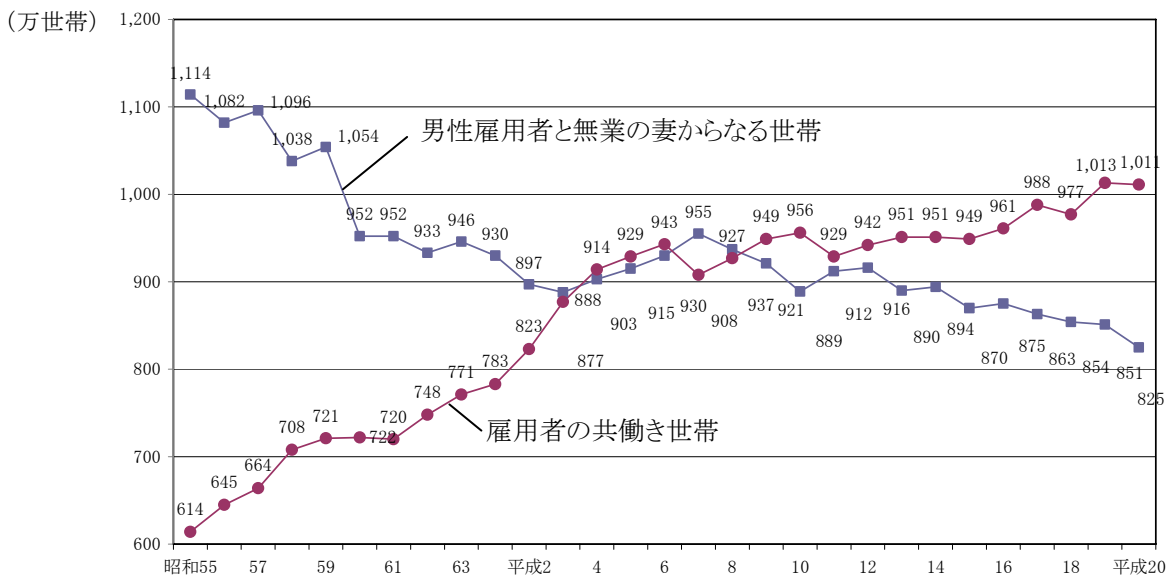


家庭・地域・社会の状況の変化

子ども・青少年に関する問題が顕在化してきた過程は、まさに人と人との関係をめぐって「家庭」「地域」「社会」の状況が大きく変化してきた時代でもあります。

まず、家族のあり方の変化が挙げられます。たとえば、きょうだいの数や三世帯同居の減少、ひとり親家庭の増加により家族の規模が小さくなったことや、共働き世帯が増加したこと、さらには塾・習いごと等により子どもが忙しくなったこと等から、家族の団らんや家族内コミュニケーション量が減るなど、家族のあり方に大きな変化をもたらしています。

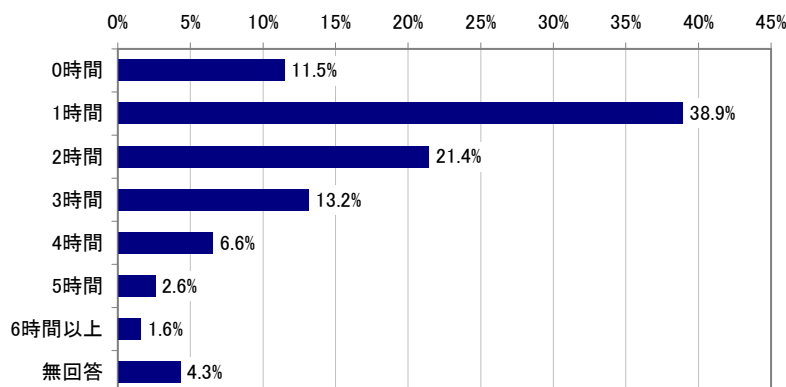
◇共働き世帯数の推移



※雇用者:会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員  
 <出典> 平成21年 男女共同参画白書 (総務省「労働力調査」)

また、1980年代以降、子育て世代の男性の長時間労働傾向が続いており、父親の育児・家事への関わりを難しくしています。横浜市の調査でも、平日に子どもと過ごす時間が「0～1時間」という父親が過半数（横浜市子育て支援に関するニーズ調査／未就学児童保護者）という状況です。

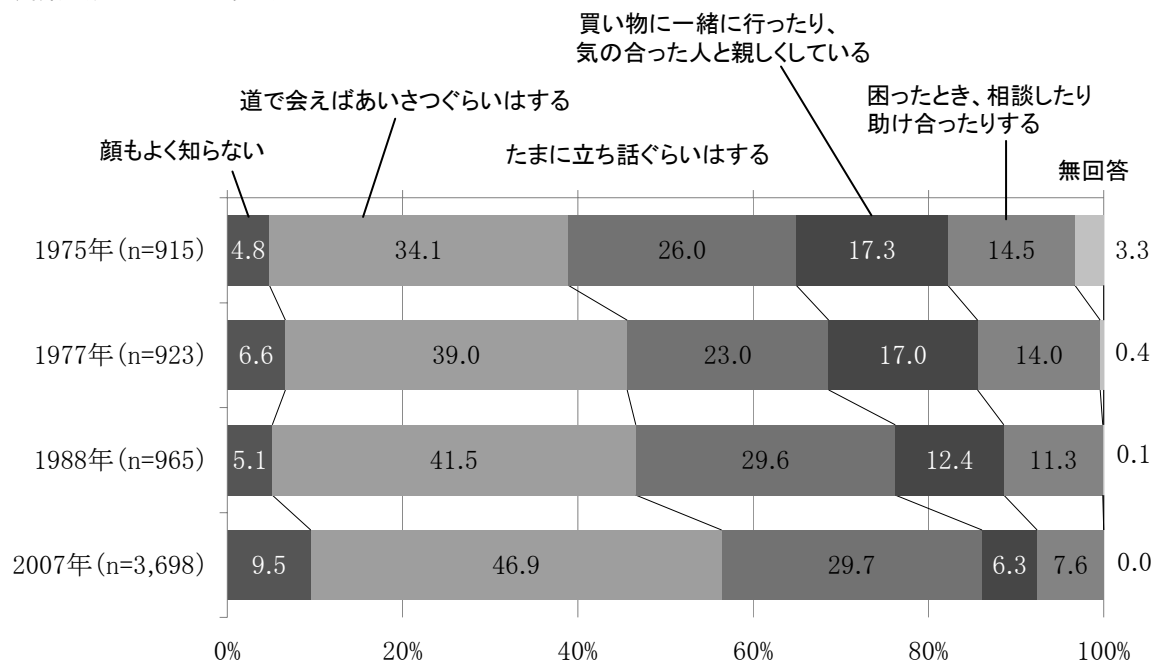
◇平日、父親が子どもと過ごす時間（未就学児保護者）



<出典> 横浜市子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)(平成20年度／横浜市子ども青少年局)

家庭のあり方の変化は、地域の状況にも大きな影響を与えてきました。たとえば、職住分離が進み地域で過ごす時間の短い人が増えたり、単身世帯やサラリーマン層を中心に近所付き合いが少なくなってきたりなど、地域のつながりの希薄化がうかがえます。

#### ◇隣近所とのつきあい方



<出典>横浜市民意識調査(横浜市都市経営局)

さらに、社会の状況として、人間関係に関する人々の価値観や意識の変化が挙げられます。たとえば、近代化や情報化に伴い合理化を追求する中で、“ムダ”を省き必要最小限のコミュニケーションしか取らない傾向が高まっていると言われます。また、便利さを求め様々なサービスが利用できるようになった一方で、消費社会の進展や福祉サービスの多様化・外部化の中で、他者からの支援はすべて「商品」としてとらえる風潮が強くなり、品質保障に対する過剰な権利意識と、その反動としての管理責任の追及が、互いの支えあいや共助という関係の喪失につながっているということも、しばしば指摘されます。

このように、家庭・地域・社会の状況の変化を見ると、共通する課題として、人間関係の変化、すなわち、「人と人とのつながりの希薄化」があるということが浮かび上がってきます。

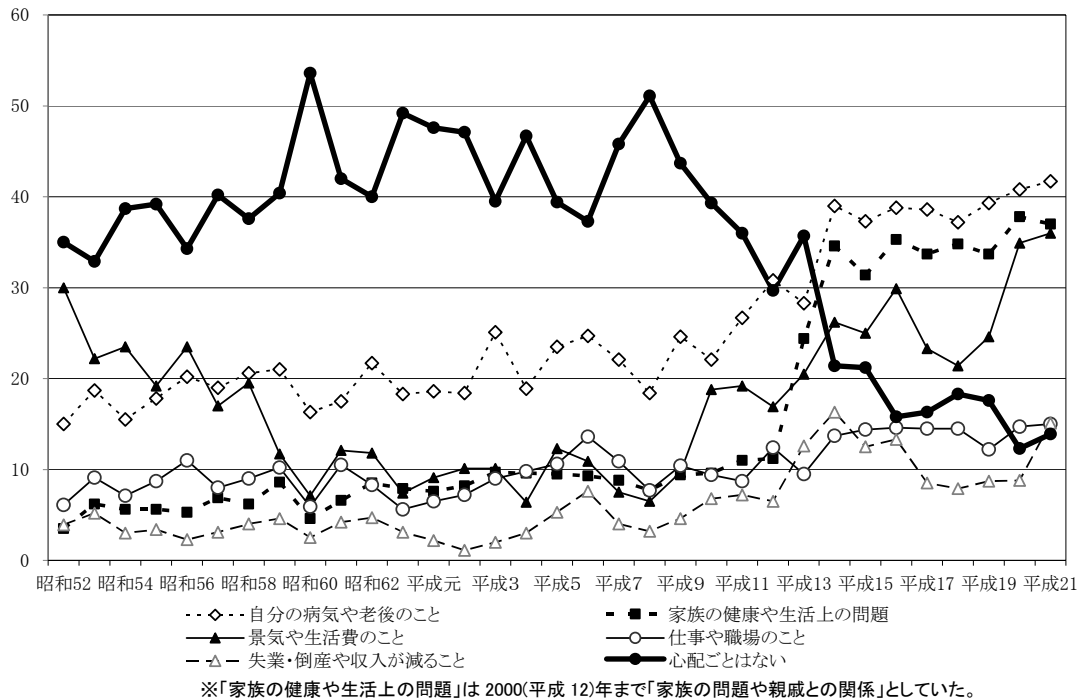
#### 人間関係の希薄化が生む社会不安

一方、家庭・地域・社会の変化の共通項である「人と人とのつながりの希薄化」は、近年はじまったことではなく、高度経済成長期から進行してきたゆるやかな変化です。しかしながら、ここへきて1990年代からの長引く景気の低迷や、さらに近年の急激な雇用環境の変化が拍車をかける形で、失業等により困難な状況に陥る人が身近に増え、かつて“他人ごと”であったリスクが、自分自身にいつ降りかかってくるか分からない状況として意識されるようになるなど、急速に社会不安が高まっています。

実際、平成20年度に横浜市が実施した市民意識調査では、自分の生活に対して何かしらの心配ごとや困っていることがあると回答した市民が過去最高の88%に上りました。平成8年度の49%から10年余で急増しています。不安の背景には、社会・経済状況の激変と先行き不透明感に加え、地域の人間

関係が希薄化していく中で、子育てや介護など生活の心配ごとについて、家族以外で身近に相談できる相手や、困った時に助け合える人間関係を持たない市民が増えていると考えられます。OECD（経済協力開発機構）の調査においても、日本人は家族以外の人との交流があまりなく、社会的孤立が最も高い傾向にあるという結果が出ています。

◇市民生活における「心配ごとや困っていること」の経年変化



<出典>横浜市民意識調査(横浜市都市経営局)

そうした中で、家族内や地域コミュニティ等の“互いに支えあう”機能（相談相手、助け合える相手）の重要性が改めて見直され、人と人とのつながりの希薄化が、家庭・地域・社会の変化の共通の課題として意識されることになり、人と人とのつながりの再構築に対する新たな支援が求められているというのが、今日の状況なのです。

後期計画で求められる対応とは

こうしたことを踏まえ、次世代育成支援行動計画・後期計画で求められる対応としては、大きく分けて3つのアプローチが必要です。

まず1つめは、**顕在化している課題への対応**です。

具体的には、子育て不安を抱える家庭への支援や、自立への過程で困難を抱えた子ども・青少年への支援、家庭で適切な養育を受けられない子どもへの家庭的養育環境の整備といったことが挙げられます。

2つめが、**社会に広く蔓延する、共通する課題～人と人とのつながりの希薄化～への対応**です。

すなわち、個々の課題の有無や種類にかかわらず、横浜の子ども・青少年やその家庭を対象に、多様な人と人とのつながりを確保できる場・機会を創りだしていくことが、根本的な課題解決に向けて重要になってきます。同時に、子どもや子育て家庭だけではなく、次世代育成支援の観点から市民一人ひとりが子育て支援の当事者になり、地域社会全体で課題解決に向けて力を合わせられる“子育てにやさしいま

ちづくり”を進めることも大切です。

3つめが、前期計画の課題への対応です。

前期計画で目指すべき姿が実現できなかった課題や、新たに社会問題化してきた課題について、迅速・重点的な対応を講じるとともに、施策の連携による一貫した支援を行っていく必要があります。

一方、子育て支援には、こうした地域レベルの課題解決支援と両輪で、子ども手当や出産時助成金、育児休業給付の充実、教育費の負担軽減など、子どもが生まれてから成長していく過程にかかる経済的支援を総合的に充実させていくことが不可欠です。これについては、国が主導的役割を果たしつつ、本市としても子ども・青少年の一定の機会平等を保障し、子ども・青少年とその家庭が安心して、安定した生活が送れるよう、個別の施策・事業の中で、子どもの福祉のより一層の充実を図っていきます。

### 3 新しい社会動向への対応

#### ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加している中で、長時間労働により子どもと過ごす時間が十分に取れない、職場の出産・育児に関する制度が利用しにくいなど、男性も女性も、仕事と子育ての両立が困難な状況がみられます。また、長時間労働により父親が子どもと過ごす時間が少ないなど家事・育児に十分関与しない結果として、母親の負担感が増し、就労を断念しやすいなどの状況もあります。

その中で、子育て期においても、男性も女性もやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、ゆとりを持って楽しく子育てができるよう、多様な働き方・生き方が選択・実現できる社会を目指していくことが求められています。そのためには、待機児童の解消や、多様な保育ニーズへの対応を進めるとともに、企業も主体的に、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備していくことが必要です。また働く人自身も、仕事中心の生活を見直し、仕事とそれ以外の生活をどちらも重視する、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが求められています。

また、子ども・青少年が社会的に自立した大人として成長するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月策定：内閣府）にあげられている、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指すことも重要です。

#### 国際化と多文化共生社会

横浜市の外国人登録者数は約8万人で、この10年間で1.5倍以上増え、「46人に1人」の割合になっています。一番多い外国人市民の国籍は中国で、次に韓国・朝鮮、フィリピンと続き、約150か国の外国人が横浜に住んでいます。特に、1990年の入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正により、“ニューカマー”といわれる外国人市民が増えるに伴い、外国籍の子ども・青少年や、帰化あるいは両親のいずれかが外国人という、「外国につながる子ども・青少年」の人口も飛躍的に増えています。横浜市立の小中学校には、外国籍や外国につながる子どもが、平成21年5月現在で約5,800人おり、うち約1,300人は日本語の初歩からの学習が必要です。

このような状況にあって、言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろん、福祉・保健・医療・教育など様々な分野で、「多文化共生」が地域社会の重要な課題になってきています。

本市では、平成19年3月、市内の日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすい国際性豊かなまちづくりを進める方向性を示した「ヨコハマ国際まちづくり指針～国際性豊かなまちづくりを目指して～」を策定し、19年10月に本指針の方向性に沿って国際的なまちづくりを推進するため、市民・民間事業者・公益団体の代表者等で構成される「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を設置しました。現在、横浜市国際交流協会（YOKE）や国際交流ラウンジ、地域のNPOなどと連携しながら、外国人市民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めています。

こうした状況を踏まえ、横浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）の各施策・事業の実施においても、外国籍や外国につながる子ども・青少年の支援という視点が欠かせないものとなっています。



# 第3章 行動計画の施策体系

## 1 基本目標

### 第1の基本目標 子ども・青少年を育む多様な『成長空間』を創る

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で温かく見守られる中で多様な人との交流や体験を得られ、また家庭が子育て力を高めていける、豊かな関わり合いができる場や機会＝「成長空間」を創り出します。

#### (1) 子ども・青少年とその家庭が安心して過ごせる場や機会を創る

人と人とのつながりの希薄化により、地域の人がお互いに気軽に声をかけあい、目を配りあうという関係性が失われ、見守りの目が少なくなることで、子ども・青少年が事故や犯罪に巻き込まれることへの懸念が高まっています。また、子育て家庭にとっても、子ども連れで外出すると冷たい目で見られたり、困ったときに周囲に協力を求めづらい状況や、子ども連れへの配慮や必要な設備・サービス、建物・交通機関のバリアフリー対応等が十分でないことなど、外出する際の安心感にも課題があります。

子ども・青少年とその家庭が多様な人と交流し、様々な体験を重ねていくためには、その前提として、周囲から温かく見守られ、無条件に受け入れられているという信頼感と安心感が欠かせないことから、子ども・青少年とその家庭が安心して過ごせる場や機会を地域全体に創っていきます。

#### (2) 子ども・青少年が多様な交流や体験を得られる場や機会を創る

人と人とのつながりの希薄化により、便利な情報伝達手段の利用が広がる一方で、同年齢・異年齢の仲間や地域の大人たちとの親密な付き合いは避けられるようになってきています。また、地域で見守られている安心感を前提として、子ども・青少年が自由に遊ぶことのできる場所も減少しています。

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくためには、手間や時間のかかるコミュニケーションを通じて、人への配慮や様々な価値観、社会の多様性などを学ぶことや、自らの参画によって小さな成功や失敗に向き合う経験を積み重ねて、主体性や協調性、自己選択力を身につけていくことが必要です。

このように、多様な人との交流や様々な体験を重ねることができるところや機会を、身近な地域に多く生み出し、地域全体を子ども・青少年の成長を支える居場所として再構築していきます。

#### (3) 家庭の子育て力を高める場や機会を創る

人と人とのつながりの希薄化は、子育てを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

自ら親になるまで子どもと接した経験の少ない人が増える一方で、身近に子育てを支えてくれる人や気軽に相談できる人が少なくなり、商品化された育児情報の氾濫に振り回され、子育て家庭の不安感が高まっている状況があります。

また、家庭が子育てに本来の力を発揮でき、ゆとりを持って子育てを楽しむためには、親どうしや、子育て経験のある先輩とのコミュニケーションを通じて、様々な情報や知識を確認したり、相談の中で悩みを解決できる環境が大切です。そのために、親子が自由に出入りできる交流スペースや、気軽に相談のできる場所など、交流を通じて家庭の子育て力を高められる場や機会を広げていきます。

**第2の基本目標 成長空間を支える『地域力』を高める**

子ども・青少年とその家庭の豊かな関わり合いのある場や機会を広げていくため、地域の中で支援の担い手を広げ、その連携を図ることにより、「成長空間」を支える「地域力」を高めます。

**(1)地域の中で子ども・青少年への関心を高め、支援の担い手を広げる**

地域全体に『成長空間』を広げていくためには、あらゆる世代や立場の人が、子ども・青少年に関心を持ち、積極的に関わっていくことが重要となります。「地域力」を支えているのは、保育所・幼稚園・学校、自治会・町内会といった既存の地域資源や、地域で展開されてきている様々な地域活動の担い手であり、そうした様々な組織・人材・活動への働きかけによって、地域における子ども・青少年への関わりを増やしていくことが大切です。また、保護者自身も地域の一員として、自分の子どもだけでなく、地域の他の子どもたちにも目を向けていくことが求められています。

また、子ども・青少年自身も、大人から支援されるだけでなく、仲間どうしで支えあったり、自分より年齢が下の子どもの支援に関わるなど、支援する側としても主体的に参加していくことが期待されています。またその経験は、子ども・青少年自身の生きる力を育むことにもつながります。

地域社会であらゆる世代や立場の人が子ども・青少年への関わりをより積極的に持てるよう、参加機会の創出や課題共有に向けた仕組みづくりを進めます。

**(2)情報・ノウハウの共有化や課題解決のためのネットワーク強化**

地域ではすでに、地域特性に合わせたきめ細かな様々な活動が行われ、市民と行政との協働により利用者の視点に立った柔軟なサービスやプログラムの提供が進むなど、支援は広がりを見せています。

子ども・青少年とその家庭の多様な個別のニーズに柔軟に対応し、必要な支援を適切な時期に届けていくためには、たとえば、地域子育て支援の取組が、乳幼児とその保護者へのサービス提供にとどまらず、様々なNPOや市民活動、中高校生のボランティア活動等と連携するなど、多様化した活動やプログラムのさらなる連携とネットワーク化が重要です。その中で、それぞれの活動主体が有している情報・ノウハウが蓄積され、活動の質がより高められることにより、地域社会の活動全体の底上げにつながります。

このような好循環を生み出すために、ネットワークづくりのためのコーディネート機能や中間支援機能を担うNPO等の育成や、支援に関わる人のスキルアップや新たな人材の発掘・育成といった取組を推進していきます。

### 第3の基本目標 市民の参画を促す『共生社会』を実現する

「地域力」を高めることで、地域に「成長空間」が広がります。それをさらに推し進め、社会全体による次世代育成につなげていくため、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、多様な支えあいの輪に参画する「共生社会」を実現します。

#### (1)すべての人がともに生きる社会の実現

地域・社会には、年齢や性別、国籍の異なる人、障害のある人など様々な人が暮らしています。また、価値観や習慣、生活状況も多様です。すべての人が、ともに生きていくためには、多様性を受け入れ、互いに支え合っていくことが大切です。

子ども・青少年やその家族も、その多様な市民の一員であり、置かれた状況や課題は異なっても、それぞれが共生社会に参画する立場にあります。そして、次世代育成支援とは、子ども・青少年やその家族を含む市民一人ひとりが、共生社会の当事者としての意識を持ち、総力で子ども・青少年の豊かな育ちを支え、分かち合う社会づくりに他なりません。

市民一人ひとりが次世代育成の意義を積極的に認識し、横浜の強みである多様で豊富な人材と活発な市民活動を背景に、市民参画を押し進め、互いに高めあう「すべての人がともに生きる社会」の実現をめざします。

#### (2)企業の社会的責任と取組の推進

社会において企業の果たす役割は大きく、地域社会の一員としてはもちろん、地域社会に与える影響力や企業が持つ社会資源を考えたとき、企業活動との連携や企業における取組推進は、社会を動かす大きな推進力となります。

企業には、経済活動に伴って生じる社会への影響や製品の安全に対する対策など、様々な社会的責任を果たすことへの要請が高まっています。次世代育成についても、企業が地域社会の一員として積極的に関わることを期待されており、市内ではすでに、子育て支援サービスの提供や子ども向けの各種講座や職業体験など、多彩な企業活動の蓄積があります。

企業の取組をさらに広げていくために、企業が子育て支援や次世代育成に向けて参画しやすい仕組みづくりや、企業の社会的責任（CSR）を地域社会で評価していく取組を進めます。

また、共働き世帯が増加する中、従業員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりなどワーク・ライフ・バランスの推進も、企業が取り組むべき重要な課題となっています。企業の取組を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性や先進的な取組の発信などによる普及・啓発を進めていきます。

## 2 4つの施策分野と10の基本施策

### 施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

- 基本施策1 生まれる前から産後の不安定な時期の支援の充実
- 基本施策2 地域における子育て支援の充実
- 基本施策3 未就学期の保育と教育の充実

### 施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

- 基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進
- 基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

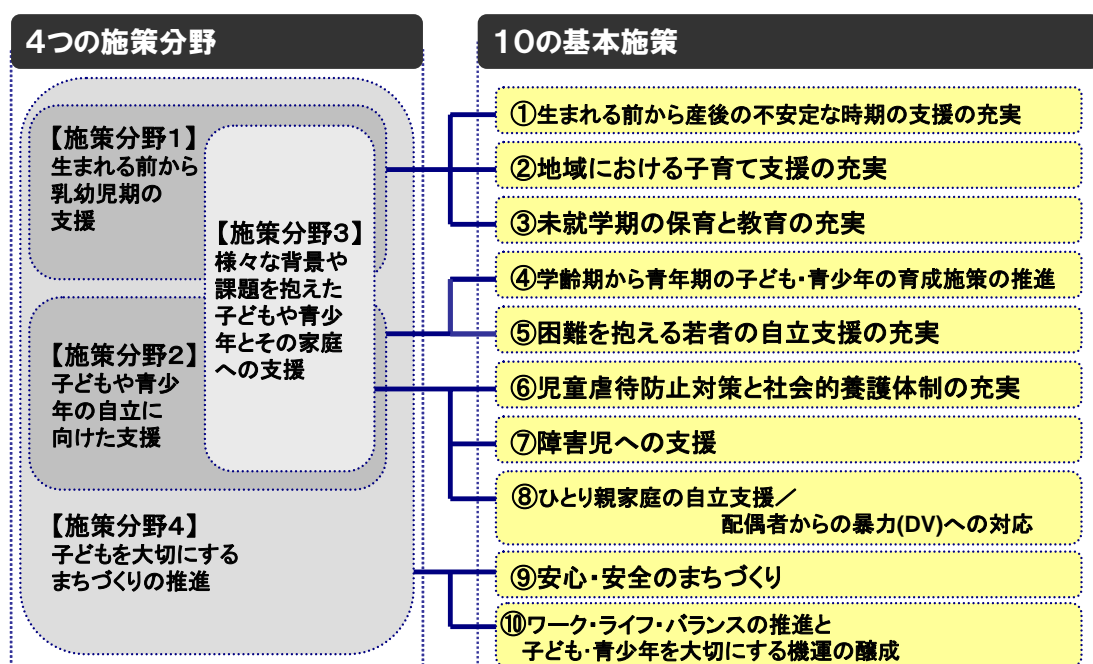
### 施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

- 基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 基本施策7 障害児への支援
- 基本施策8 ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

### 施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

- 基本施策9 安心・安全のまちづくり
- 基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸成

【4つの施策分野と10の基本施策の関係図】



## 施策分野1

# 生まれる前から乳幼児期の支援

### ■取り巻く現状と課題

#### (1)子育て家庭の不安感・負担感の軽減

##### ○子育て家庭の不安感・負担感の高まり

少子化に伴い、小さな子どもを世話する経験がないままに親になるという人も多く、子育ての経験が十分でなかったり、子どもの成長・発達への理解が不足しているなど、子育てに不安を抱える家庭が増えています。それに加え、子どもと過ごす時間が十分取れないという父親も非常に多く、子育ての肉体的・精神的負担が母親ひとりに集中しており、不安感や負担感を抱える母親も多くいます。特に産後は、3割以上の方が「不安を感じる事がよくあった」と回答しており、育児疲れや不安の高まり、産後うつ症状がみられるなど、母親が非常に不安定な時期だといえます。この時期の支援は児童虐待の発生予防の観点からも重要であり、子育ての不安感や負担感を軽減するための支援を充実させるとともに、必要に応じて専門機関等へと適切につなげていく支援体制の強化を一層進める必要があります。

##### ○妊娠中から出産後の切れ目ない情報提供や支援

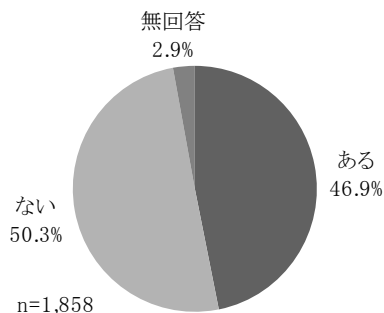
妊娠中に出産後の子育てについての知識や情報が十分でなく、具体的なイメージが持てないまま子育てを始めるといった状況があり、子育て不安の一因となっています。これまでも妊娠中から様々な機会を捉えて情報提供を行ってききましたが、必要な情報を適切なタイミングで提供できているとはいえない状況があり、結果として支援が十分に活用されていないという状況が生じています。

妊娠中や産後の親に接する機会を十分に活用し、その時期に必要なとされる情報を整理したうえで、提供していくとともに、妊娠中から地域子育て支援の場に足を運ぶ機会を作るなど、切れ目ない情報

#### ニーズ調査等から見える状況

子どもが生まれる前に  
赤ちゃんの世話をしたことがない人が半数

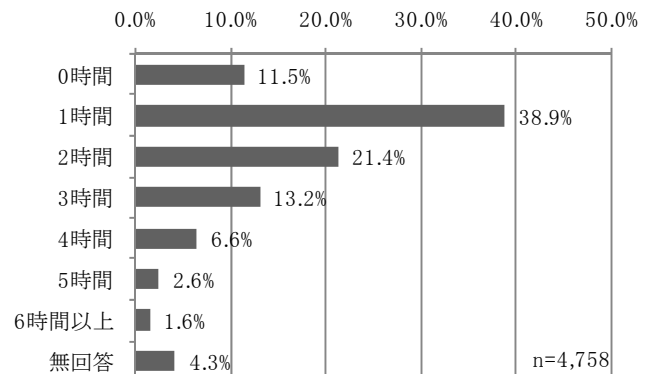
◇子どもが生まれる前に、  
赤ちゃんの世話をしたことがあるか



<出典>次世代育成支援に関する市民意識調査  
(平成20年度/横浜市こども青少年局)

平日子どもと過ごす時間が  
1時間以下という父親が半数以上

◇平日子どもと過ごす時間【父親】



<出典>子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)  
(平成20年度/横浜市こども青少年局)

提供や支援が求められています。

### ○産科・周産期医療、小児医療の充実

産科、小児科、救急医療など医師への負担が大きい診療科を中心に、全国的に医師不足が深刻となっています。

本市でも、小児科については、医師確保が困難なことを理由に小児科を休止する病院があります。産科についても、高い訴訟リスクや医師の高齢化等から分娩の取扱いを取りやめる診療所や、小児科医不足により新生児への対応が十分にできなくなったことを理由に分娩を休止する病院が生じています。また、分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、限られた病院に分娩が集中し、病院勤務医の負担が一層増大するなど、医師確保の支援や、産科・周産期医療の充実、小児救急医療の充実が求められています。

また、少子化等に伴い、多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に寄せるニーズが高まるなど救急医療機関の負担が大きくなっています。小児救急医療機関の適正利用や、家庭向けに子どもが病気のとときの適切な対応等について情報提供していくことも必要です。

## (2)家庭の子育て力を地域全体で高める

### ○家庭が本来の子育て力を発揮できるための支援

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、祖父母や親族、近隣の人たちからの支えが少なくなるなど、子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。また本市の特徴として、市外からの転入や市内での転居が多く、身近なところに子育てを支えてくれる人がいないなど、孤立感を抱える家庭も少なくありません。本市調査でも、日常的に親族や友人等から支援が得られるとした人は約3割にとどまっています。

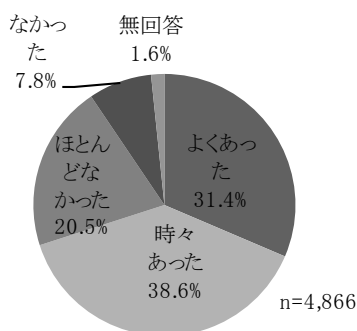
#### ニーズ調査等から見える状況

不安を感じるという人が6割を超え、特に出産後は3割の人が「よくある」と回答

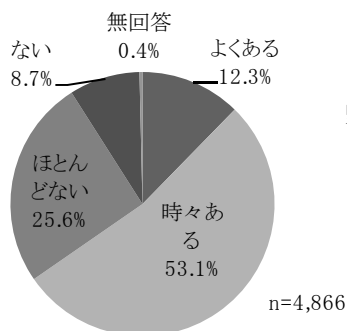
緊急時にのみ支援があるとした人が半数、支援がない人も1割を超える

◇子育てへの不安

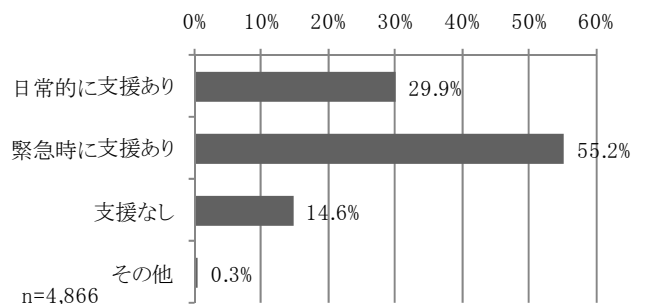
【出産後半年まで】



【現在】



◇日常的な支援



家庭は子どもにとって最も身近で大きな影響を与える環境です。家庭が子育てに本来の力を十分発揮でき、ゆとりを持って楽しく子育てできるよう、地域全体で見守り、関わっていくことが求められています。

### ○ネットワークの活性化と地域人材の育成

核家族化や共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加など、家族のあり方が多様化する中で、子育て家庭のニーズも多様化しています。これらの個別のニーズに柔軟に対応していくためには、地域の中で支援に関わる人や機関が連携し、必要な支援を切れ目なく届けていくことのできるような体制を整えていく必要があります。

地域ではすでに様々なかたちでネットワークが広がっていますが、情報やノウハウを蓄積し、個別の課題へ対応していくためには、地域のどこでどのような支援が行われているかを把握し、適切につないでいくことのできるコーディネート機能を高めていくことが求められています。

また、取組を支える人材の育成も重要であり、支援に関わる人や機関の研修の充実や、地域の多様な人が参画しやすい機会を創るなど、地域人材の発掘や育成も重要です。

## (3)子どもの健やかな育ちを支える場や機会の充実

### ○待機児童の解消

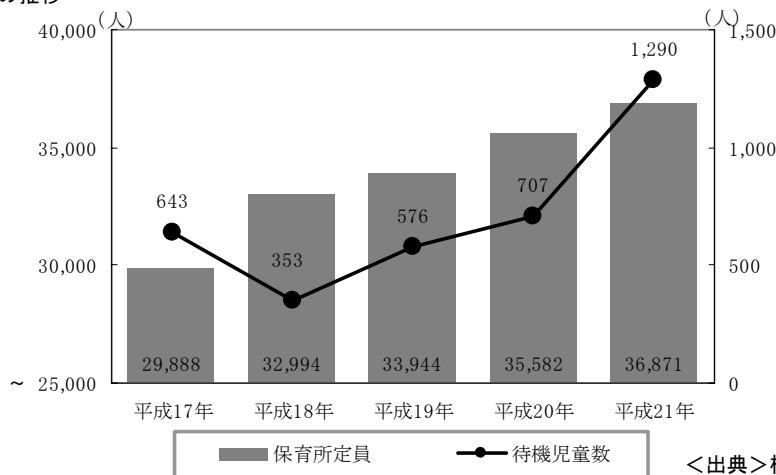
女性の社会進出や、近年の経済状況の悪化による女性の就労意向の高まりにより、保育所の申込数は年々増加しています。市内の待機児童数は平成18年4月には353人まで減少しましたが、19年度以降増加に転じ、21年4月時点では1,290人となっています。

これまで、待機児童解消に向けて認可保育所の定員増をはじめ、横浜保育室や家庭保育福祉員、幼稚園預かり保育の拡大などにより対応してきましたが、一方で就学前児童数が減少していることや、

#### ニーズ調査等から見える状況

保育所待機児童は平成21年4月時点で1,290人に達している

◇保育所待機児童数の推移



既存保育所の中で定員割れを起こしている施設もあることなどを踏まえ、企業・地域社会と連携し、多様な手法で待機児童解消に向けて総合的に検討していく必要があります。また、検討にあたっては、保育の質の確保についても同時に取り組んでいくことが求められています。

### ○多様な働き方に対応した保育サービスの充実

本市調査によると、現在働いていない母親のうち約7割が就労を希望しており、母親の就労意向は非常に高い状況です。その希望する就労形態をみると9割近くがパート・アルバイトによる就労を希望しており、短時間勤務などの多様な働き方に対応した保育サービスが求められています。また、本市の特徴として、3歳児の約5割、4～5歳児の約7割が幼稚園を利用していることから、幼稚園の保育資源を活用した柔軟な預かりの仕組みづくりについても検討していく必要があります。

また、認可保育所や横浜保育室が実施する一時保育については、非定型就労の利用が多くを占め、在宅で子育てする家庭が利用しにくい状況となっており、すべての子育て家庭が気軽に利用できるような対応が求められています。

### ○子どもの健やかな育ちを支える場や機会の充実

乳幼児期の子どもの育ちには、具体的体験を伴う「遊び」を通じて、生きる力の基礎となる生活習慣や社会性を育てていくこと、また保護者をはじめとする大人との関わりの中で身近な他者への信頼感を身につけることが重要となります。

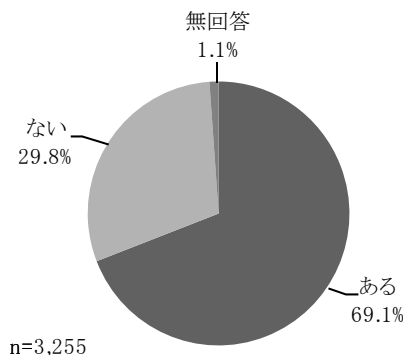
子育て支援は、保護者ニーズへの対応という面が着目され、ともすれば、子どもの健やかな育ちを保障する視点が後回しにされがちな状況が指摘されていますが、子育て支援の本来の目的は、保護者を支えることにより、子ども自身の健やかな育ちを支えていくことにあります。

子育て支援にあたっては、保護者の負担軽減やリフレッシュなど保護者ニーズへの対応とともに、年齢に応じた豊かな体験の機会や、親子が安心して過ごせる場の提供など、子どもの育ちを支える取組が求められています。

#### ニーズ調査等から見える状況

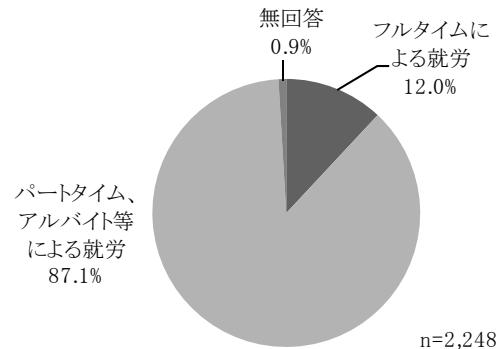
就労を希望する人が  
約7割と多い

◇現在働いていない保護者の就労希望



パート・アルバイトによる就労を  
希望する人が9割近い

◇希望の就労形態



基本施策1 生まれる前から産後の不安定な時期の支援の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野1-(1)より [P18]

【子育て家庭の不安感・負担感の軽減】

- 子育てにおける保護者の負担感・不安感が高まっている。特に産後は不安が高い。
- 妊娠中と出産後の情報や支援が途切れており、子育て不安の一因となっている。
- 産科・周産期医療、小児医療に対応する医療機関の負担が増加しており、体制強化の必要がある。

目指す姿

- ◆妊娠中から産後の不安定な時期の不安感・負担感が軽減され、家庭が子育てに本来の力を発揮できている。
- ◆妊娠中から産後にかけて切れ目ない情報提供や支援が行われている。
- ◆安心して産み育てられる医療体制が整っている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援を届ける体制が整っている。
- ② 妊娠中から産後の家庭が、子育てに関する情報を入手しやすい環境が整っている。
- ③ 医療体制の強化や小児救急の適正利用の推進により、産科・周産期医療、小児医療の充実が図られている。

評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
こんにちは赤ちゃん訪問事業※1における訪問率	63.6%	80%
地域から見守られていると感じる子育て家庭の割合	33.2% (20年度調査)	40%

※1 地域の訪問員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、出産後に利用できるサービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の話を聞くことで子育ての不安軽減を図る。

**重点取組****1 支援を必要とする家庭の早期把握と対応****【具体的な事業例】**

- 母子健康手帳交付時、乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握〈基本施策6関連〉
- 支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施

**2 妊娠期から産後の切れ目ない支援の推進****【具体的な事業例】**

- こんにちは赤ちゃん訪問事業※1での情報提供の推進
- 母子健康手帳交付時、乳幼児健診を活用した情報提供の充実
- ホームページ、メールマガジン等の活用
- 身近な店舗・施設等での情報発信
- 外国籍や外国につながる子どもと家庭への情報提供
- 地域との連携による母親教室(両親教室)や父親向け講座の実施

**3 産科・周産期医療、小児医療の充実****【具体的な事業例】**

- 産科・周産期病床の拡充
- 小児救急医療体制の充実
- 小児救急・産科電話相談体制の拡充
- 小児救急の適正利用の推進
- 小児医療費助成
- 不妊相談及び治療費助成



基本施策2 地域における子育て支援の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野1-(2)より [P19]

【家庭の子育て力を地域全体で高める】

- 身近なところに子育てを支えてくれる人がいないという家庭が増え、孤立感が高まっている。
- 多様化する個別のニーズに柔軟に対応していくためには子育て支援に関わる人や機関のネットワーク強化が必要だが、情報・ノウハウの蓄積や個別課題への対応にまでつながっていない。

目指す姿

- ◆身近な地域に、家庭の子育て力を高めることができる場や機会が充実している。
- ◆課題解決につながるコーディネート力を持つネットワークが形成されている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 身近な地域に、交流を通じて学びあえる場や機会が充実している。
- ② ネットワークの活性化により課題解決に向けた協力体制が整いコーディネート力が向上するとともに、地域子育て支援に関わる人のスキルアップや、新たな人材を発掘するための取組が進んでいる。

評価指標

	21 年度末状況(見込)	26 年度目標
子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数(週3回以上開設のもの)	96 か所	150 か所 (概ね中学校区に1か所)

## 重点取組

## 1 家庭の子育て力を高める場や機会の充実

## 【具体的な事業例】

- 地域子育て支援拠点※1の運営と取組の充実
- 親と子のつどいの広場※2の運営と取組の充実
- 保育所・幼稚園における子育て支援の充実
- 子育て支援者の相談会場の拡充※3
- 子育てサロンの開催会場の拡充※4



※1 子育て家庭向けの相談、情報提供、居場所の機能、支援者のためのネットワークづくり、人材育成の機能を持つ施設。各区1か所整備予定

※2 子育て中の親子が気軽に集い、交流する場。相談や情報提供も行う。

※3 子育ての先輩ママたちが、市民利用施設等で相談や情報提供を行う。

※4 地域の人の手で運営されている子育て中の親子が自由に集える場

## 【事業目標】

事業名	21年度末状況（見込）	26年度目標
地域子育て支援拠点	15か所	18か所
親と子のつどいの広場	28か所	54か所
幼稚園はまっ子広場	21か所	27か所
保育所子育てひろば（常設園）	32か所	51か所

## 2 ネットワークの活性化と地域人材の育成

## 【具体的な事業例】

- 地域子育て支援拠点を中心としたネットワークの活性化
- 地域子育て支援に関わる人材の育成
- 市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築（モデル実施） <基本施策3関連>



基本施策3 未就学期の保育と教育の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野1-(3)より [P20]

【子どもの健やかな育ちを支える場や機会の充実】

- 女性の社会進出や経済状況の悪化に伴い、保育ニーズが高まり待機児童が増加している。
- パート・アルバイトによる就労を希望する保護者が多いが、短時間勤務に対応した保育サービスが少ない。すべての子育て家庭が理由を問わず気軽に利用できる一時保育も不足している。
- 保護者ニーズへの対応という面が中心となり、子どもの健やかな育ちの視点が後回しにされがちである。

目指す姿

- ◆就労形態や就労の有無に関わらず、希望に合った保育サービスが利用できる。
- ◆未就学期の教育についての理解が深まり、遊びを通じた学びの機会が充実している。



後期計画の対応

達成目標

- ① 待機児童が解消するとともに、希望する人が必要ときに保育サービスを利用できている。
- ② 多様な保育ニーズへの対応や保育の質の向上などにより、保育サービスが充実している。
- ③ 短時間勤務などの多様な働き方に対応した保育や、すべての子育て家庭が理由を問わず気軽に利用できる保育として、一時保育が充実している。
- ④ 幼児教育と小学校教育の連携推進などにより、未就学期の教育の充実が図られている。

評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
保育サービス(認可保育所、横浜保育室、家庭的保育、幼稚園預かり保育、事業所内保育施設)の供給率	24.1%	30.3%

## 重点取組

## 1 待機児童の解消

## 【具体的な事業例】

- 保育所整備
- 空き定員枠の活用（送迎保育ステーションの整備等）
- 横浜保育室の助成充実
- 家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施
- 幼稚園預かり保育事業の充実
- 事業所内保育施設の設置促進〈基本施策 10 関連〉
- 市立保育所の更なる活用
- 一時預かりの拡充（非定型就労への対応の充実）

## 【事業目標】

事業名	21年度末状況（見込）	26年度目標
待機児童解消に向けた施策の推進	45,784人	53,900人
保育所定員	38,221人	44,100人
横浜保育室定員	4,309人	5,000人
家庭的保育定員	163人	550人
幼稚園預かり保育利用者	2,363人	3,400人
事業所内保育施設定員	728人	850人

## 2 多様な保育ニーズへの対応

## 【具体的な事業例】

- 保育時間の延長及び障害児保育の拡充
- 一時保育の充実
- 病児保育の充実
- 休日保育の充実
- 乳幼児一時預かり事業※1の推進
- 子育てサポートシステムの推進
- 市立保育所の民間移管



※1 認可外保育施設が実施する理由を問わない一時預かり

## 【事業目標】

事業名	21年度末状況（見込）	26年度目標
一時保育	227 か所	356 か所
病児保育	11 か所	27 か所
休日保育	10 か所	27 か所
乳幼児一時預かり事業	4 か所	14 か所
子育てサポートシステム	区支部事務局の機能強化※2 2 区	15 区

※2 会員増や援助活動件数増につなげるためのきめ細かなコーディネートを実施すること。

## 3 保育の質の向上

### 【具体的な事業例】

- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定及び推進
- 福祉サービス第三者評価制度の充実
- 市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築（モデル実施）〈基本施策2関連〉
- 運営指導や監査の充実

## 4 未就学期の教育の充実

### 【具体的な事業例】

- 幼稚園就園奨励補助金の充実
- 幼児教育と小学校教育の連携促進と未就学期の教育に関する検討



施策分野2

子どもや青少年の自立に向けた支援

■取り巻く現状と課題

(1)学齢期から青年期の子ども・青少年の育成

○「自己肯定感を育むことのできる場・機会」の必要性

核家族化、共働き世帯・ひとり親世帯の増加に見られるように、家庭のあり方が多様になり、地域の人とのつながりが希薄になる中、子ども・青少年が、家庭・地域・その他の居場所での人とのつながりや支えあいの中で、「そのままのあなたでいい」「あなたが必要だ」と、自分のことを無条件に認めてくれる身近な人に会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。

家庭や地域の状況が変化し、生活の先行きへの不安が広がる中で、すべての子ども・青少年にとって、自己肯定感を育むことのできる場・機会を、改めて社会全体でつくっていくことが求められています。

○「多様な人と関わる社会性や自己選択力を身につける場・機会」の必要性

情報化が進む中、子ども・青少年にも、インターネットや携帯電話などの便利なコミュニケーション手段の利用が浸透してきています。一方で、仲間、先輩、後輩、大人との親密な付き合いは避けられるなど、手間や時間のかかるコミュニケーションを通じて、人への配慮や様々な価値観、社会の多様性などを学ぶ機会は減少しています。

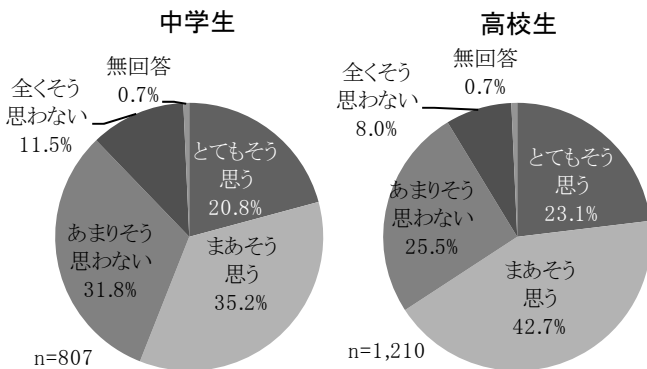
生活の先行きへの不安が広がる中でも、子ども・青少年が、人と「支えられ、支える」関わりを自ら生み出していけるよう、子ども・青少年が多くの時間を過ごす学校や地域に、多様な人との関わり

ニーズ調査等から見える状況

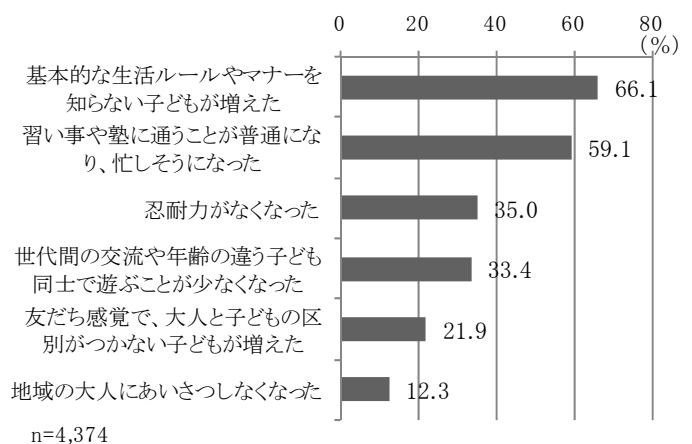
「自分はダメな人間だと思う」  
中学生の過半数、高校生の3分の2以上

最近の子どもは「基本的なルールやマナーを知らない」「忙しそう」が6割

◇自分はダメな人間だと思うか



◇最近の子どもについてどう思うか



<出典>中学生・高校生の生活と意識調査 (平成21年2月/財団法人日本青少年研究所)

<出典>次世代育成支援に関する市民意識調査 (平成20年度/横浜市子ども青少年局)

の中から社会性やコミュニケーション能力を身につけることのできる場・機会を充実していくことが求められています。

また、「ボール遊びをしてはいけない」、「芝生に入ってはいけない」といったように、都市の中に決まりごとの多い場所が増え、また、放課後や週末も塾や習い事で忙しくなって時間の余裕がなくなるなど、空間や時間の「無駄」が省かれていく中で、子ども・青少年が、自らの参画や意思によってつくることができる場や機会は少なくなっています。

そうした中で、子ども・青少年が、小さな冒険、成功、失敗、思いどおりに行かないことに向き合う経験を積み重ねるとともに、様々な文化や知識、考え方等に触れ、自らの興味・関心を広げたり、社会について考えたりしながら、自主性や自己選択力などを育むことが求められています。このような子ども・青少年の自主性や自己選択力を育むための場や機会を充実させていくためには、まず、子どもが利用しやすく、子どもの興味・関心を広げていく施設運営が必要です。さらに、地域、NPO、諸施設、企業、行政など多様な主体が連携して取り組んでいくことが大切です。

### ○「思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境」の必要性

思春期を迎えた青少年は、自分のことを認めてくれる身近な人の支えを必要としながらも、そこから巣立っていく「自立」との間で葛藤し、体と心が発達する中で様々な悩みにぶつかります。また、インターネットや携帯電話などにより、有害環境にさらされる可能性も高まっています。

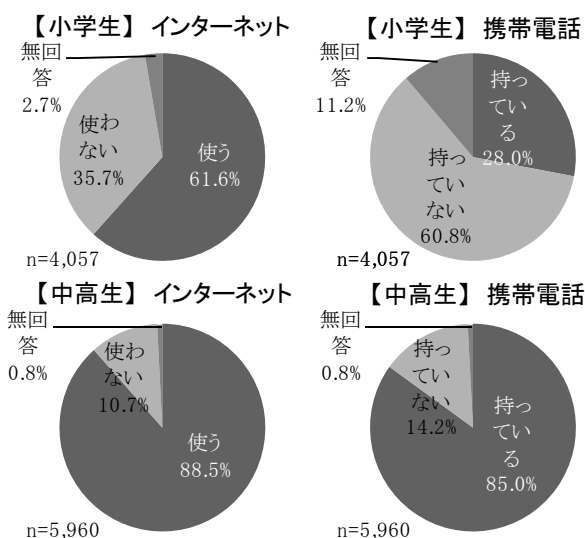
そのため、思春期の悩みや課題にぶつかったときに、孤立せずに、仲間や友人、周囲の大人たちと一緒に解決し、乗り越えていくための様々な機会や場を家庭や学校、地域に生み出していくことが大切になります。そして、このような環境が身近にあることによって、本人が様々な困難を乗り越えられる支援になるとともに、非行や性的逸脱・自傷行為、薬物使用などの防止と解決にも大きく寄与すると考えられます。

### ニーズ調査等から見える状況

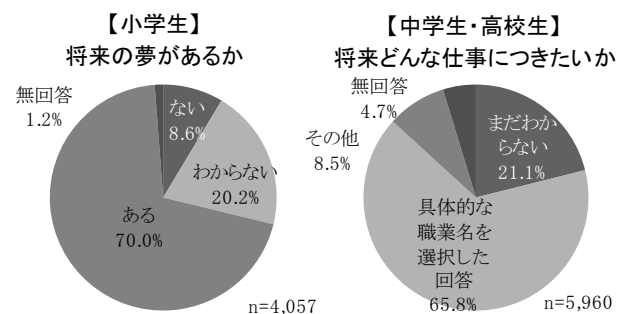
小学生も6割がインターネットを使い、小学生3割、中学生85%が携帯電話を使う

将来の夢や将来つきたい職業が「ない」「わからない」等が3割

#### ◇インターネット・携帯電話の使用状況



#### ◇将来の夢、つきたい職業



<出典>小学生基本調査、中・高校生の生活に関する意識調査 (平成20年度/横浜市子ども青少年局)

## (2) 困難を抱える若者の自立支援

### ○「社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境」の必要性

1990年代の後半からひきこもりや無業など社会参加や就労に困難を抱える若者たちの存在が大きな社会問題になっています。

このような若者たちが困難を抱えるに至った経緯は様々です。発達障害などのため人間関係をうまく築けなかったり、学校におけるいじめや不登校、中途退学などの経験、そして、経済的貧困や乳幼児期の虐待やDVによる影響なども考えられます。また、若者の心身の状態や社会参加の度合いも「家から外出できない」、「外出はできて他人とうまく関わることができない」、「他者とのコミュニケーションはスムーズだが、なかなか職業意識が持てない」、「就労の意欲は高いが、就職活動がうまくいかない」などやはり各人それぞれです。

したがって、若者一人ひとりの状態や状況に応じて、きめ細かな相談・支援が可能になるよう青少年関連の施設・機関だけでなく、教育、雇用、福祉・医療など分野の異なる施設・機関が連携し、包括的な支援体制を築いていく必要があります。

また、社会参加から就労まで、若者が自立に向けて、階段を上るようにステップアップしていくことを支援するための社会・就労体験や職業訓練、インターンシップなどのプログラムを切れ目なく提供することも求められます。

さらには、就労後も彼らがキャリア形成を図りながら、働き続けることができる場や仕組み、たとえば企業が困難を抱える若者も人材として、積極的に雇用・育成できるようNPOや教育機関、行政が連携し、企業と若者の双方を支援していくことなどが重要です。

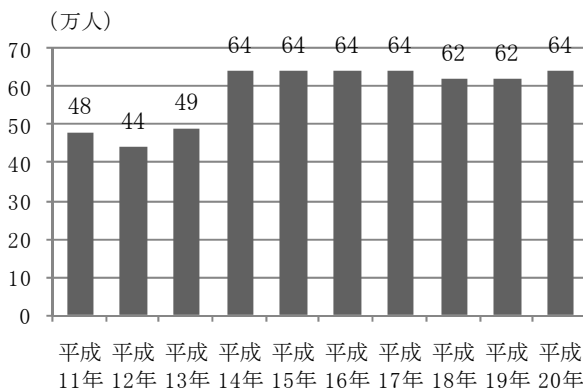
これらの取組を通じて、最終的には困難を抱える若者たちの新たなスタートを社会全体で応援する環境を創り上げてゆくことが求められているといえます。

#### ニーズ調査等から見える状況

全国の若年無業者数は  
60万人台で推移

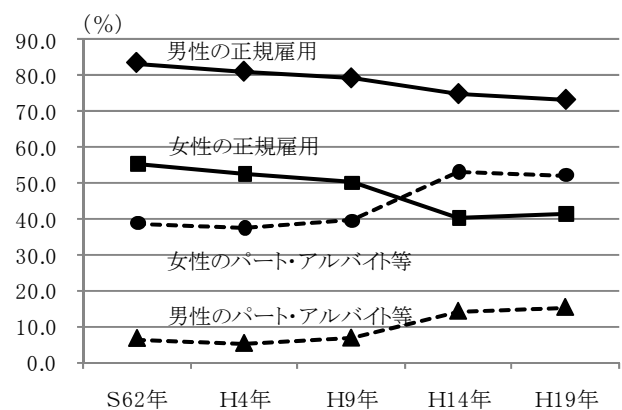
女性は非正規雇用が正規雇用を上回る  
男性の非正規雇用も増加傾向

◇若年無業者数の推移(全国) (万人)



<出典>労働力調査(総務省統計局)

◇男女別 正規・非正規雇用者の割合(横浜市)



<出典>就業構造基本調査(総務省統計局)

(注)「若年無業者」については、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計

## ○「すべての子ども・青少年が自己を確立し、自立していくための仕組みづくり」の必要性

子ども・青少年・若者の自立支援においては、困難を抱えている若者の新たなスタートを応援する環境をつくることとあわせて、すべての子ども・青少年が自己を確立し、社会・経済的に自立していくための仕組みを形成していくことも必要です。

1990年代半ば頃までの日本社会には、終身雇用・年功序列の雇用形態のもとで、キャリア形成を十分に図らなくても、思春期・青年期に学校を卒業し、就職すれば、企業において職業人を育てあげていく土壌がありました。

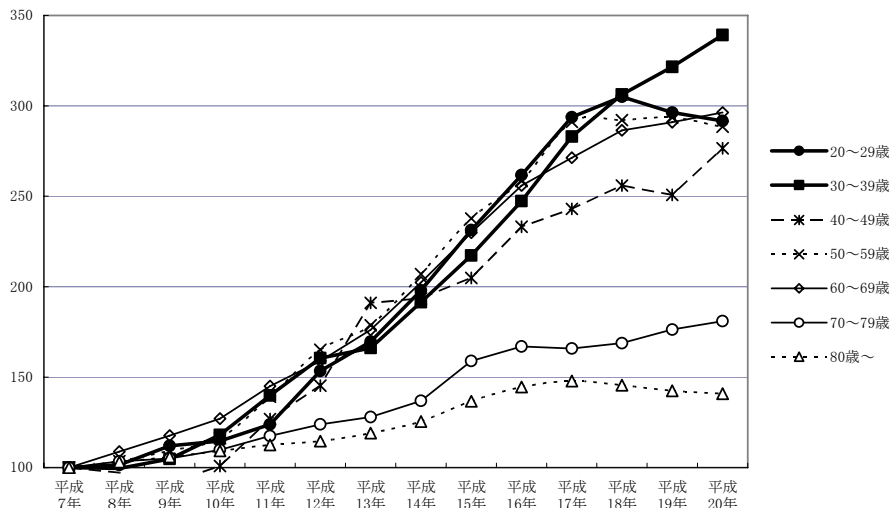
しかし、2000年代に入って、非正規雇用の増大など労働市場が流動化し、若者の働き方が多様化する中で、企業が丸抱えする形で職業人を育成する仕組みは失われつつあります。今後は、人生の早い時期から職業意識を明確に持ち、それぞれの進路選択に応じて、必要とされる能力を磨き、将来の道を拓くことが、より一層求められる時代になると考えられます。

したがって、学校においてキャリア教育を推進するとともに、地域においてもNPOや事業者が連携し、職業体験の機会を積極的に生み出していくなど、社会全体で青少年の進路選択とキャリア形成を支援していくことが重要になります。特に、家庭での養育力が脆弱であったり、高校や大学を中退することなどによって生きづらさを感じている青少年に対しては、個々に応じたきめ細かな職業教育の場・機会を提供していくことが求められています。

## ニーズ調査等から見える状況

20～39歳で生活保護を受ける人が急増している

◇生活保護を受ける人の年齢階級別増加率〔平成7年＝100〕(横浜市)



## 施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

### 基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

#### 取り巻く現状と課題

※施策分野2-(1)より [P29]

#### 【学齢期から青年期の子ども・青少年の育成】

- 家庭や地域の状況の変化により、身近な人とつながり、支えあう中で自己肯定感を育んでいくことが難しくなっている。
- 人への配慮や様々な価値観、社会の多様性などを学ぶ機会が減少しているとともに、自らの参画により小さな冒険、成功、失敗、思い通りにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化や知識、考え方等に触れて興味・関心を広げる機会が減少している。
- 身近な人の支えが十分に得られず思春期の悩みに向き合いきれなくなることや、身近な人の目の届かないところで有害環境に触れる可能性が高まっている。

#### 目指す姿

- ◆自己肯定感を育むことのできる場・機会が整っている。
- ◆多様な人や様々な文化や知識、考え方等に触れ、社会性や自己選択力等を身につけることのできる場・機会が整っている。
- ◆思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境が整っている。



#### 後期計画の対応

#### 達成目標

- ① 学校における体験的活動や放課後児童育成施策、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会が、地域に多数展開されている。
- ② 思春期の悩みや課題を乗り越えられるよう、様々な人との関わりによって自分の心と体を大切にする気持ちを育むことのできる環境が整っている。
- ③ 支援活動のネットワークが形成されることにより、支援情報やノウハウを蓄積、共有するとともに、支援者の育成の仕組みが充実している。

#### 評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
放課後の居場所を利用した子どもの年間延べ利用人数 (参考:全児童数)	5,162,376人 (193,390人※21年5月)	5,266,000人 (179,339人※推計)
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数と青少年施設を活用した自然・科学・社会体験活動の年間延べ参加人数	78,700人	120,000人

## 重点取組

### 1 身近な居場所・多様な体験機会の充実

#### 【具体的な事業例】

- 放課後児童育成施策※1の推進
- 青少年地域活動拠点※2の整備・運営
- プレイパーク事業※3の推進
- 青少年施設を活用した自然・科学・社会体験活動の推進
- 学校における体験的活動の充実
- 職場体験を中心とするキャリア教育の推進<基本施策5 関連>



- ※1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブの“放課後3事業”  
※2 主に中・高校生世代の青少年が、気軽な居場所として、仲間や異世代との交流、地域の資源・人材ネットワークを活用した様々な社会体験・職業体験、学習サポート等を利用できる施設  
※3 公園の一部を活用して、子どもの創造力を生かした自由で冒険的な遊び場を提供する取組

#### 【事業目標】

事業名	21年度末状況(見込)	26年度目標
放課後児童育成施策 (19時まで放課後の居場所のある小学校区)	232 か所	ニーズの高い小学校区すべて (309 か所)

### 2 思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境づくり

#### 【具体的な事業例】

- 思春期問題啓発事業の推進
- 市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進

### 3 子ども・青少年の育ちを社会全体で支える仕組みづくり

#### 【具体的な事業例】

- (財)横浜市青少年育成協会、青少年団体、NPO、学校等の連携による体験活動プログラムの開発
- ユースコーディネーター養成プログラムの開発

#### 【参考】関連取組・事業

- 情報モラル教育の推進
- 教育相談

## 施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

### 基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

#### 取り巻く現状と課題

※施策分野2-(2)より [P31]

#### 【困難を抱える若者の自立支援】

- 一人ひとりの心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景が多様で複雑となっている。
- 育ちの過程や経済的な要因などで十分な学習機会や体験機会、就労機会が得られなかった若者が増えている一方で、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境となっていない。
- 働き方が多様化する中で、人生の早い時期からの職業意識の醸成や進路選択に応じた能力の養成が求められるようになってきている。

#### 目指す姿

- ◆ 困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境が整っている。
- ◆ 青少年の進路選択とキャリア形成を社会全体で支援する環境が整っていると同時に、生きづらさを感じる青少年一人ひとりの状況に応じた職業教育の場・機会が整っている。



#### 後期計画の対応

#### 達成目標

- ① 一人ひとりの状況に応じて「きめ細かく」、「切れ目ない」相談支援・情報提供が受けられ、社会参加から就労体験まで、支援プログラムが地域に多様な形で展開されている。
- ② 次のステップアップにつながるための就労の場づくりに向けた検討が進んでいる。
- ③ 学齢期・青年期からの早期支援の仕組みづくりに向けた検討が進んでいる。
- ④ 支援情報やノウハウを蓄積、共有するとともに、支援者を育成する取組が充実している。

#### 評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを切ることができた人数		
(A) 社会参加・就労体験プログラムの年間延べ利用者数	7,580 人	13,000 人
(B) インターンシップなど就労訓練プログラムの年間実利用者数	70 人	150 人
(C) 本市の自立支援の取組みによって就労した年間実人数	300 人	500 人

## 重点取組

### 1 相談・支援・情報提供体制の強化と社会参加・就労体験プログラムの充実

#### 【具体的な事業例】

- 青少年相談センターの機能強化（訪問支援やひきこもり出前講座等の推進）
  - よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザ※1、よこはま型若者自立塾※2の推進
  - 相談・支援機関における「自己目標設定シート※3」の作成、機関間の共有
  - 支援に取り組む企業・NPO 向けウェブサイトの運営・情報発信
- ※1 青少年相談センターとよこはま若者サポートステーションの支所的機能を担う相談・支援機関  
※2 社会参加・就労に向けて、合宿形式による生活訓練や、地域貢献活動、インターンシップなどの社会参加・就労体験プログラムを、地域の中で多様な形で展開する取組  
※3 体験プログラムや就労に向けた支援を利用できる状態にある若者本人が、課題解決に向けた方向性や経緯を支援者と共有しながら継続的に把握するためのシート

### 2 次のステップアップにつながるための就労の場づくり

#### 【具体的な事業例】

- 困難を抱える若者の新たな就労の場づくりの検討
- 市内事業者によるインターンシップ等の受入促進
- 若者の雇用・就業支援
- 職業訓練の推進〈基本施策8 関連〉

### 3 学齢期・青年期からの早期支援に向けた取組

#### 【具体的な事業例】

- 青少年の進路選択とキャリア形成に関する早期支援の仕組みの検討
- 職場体験を中心とするキャリア教育の推進〈基本施策4 関連〉

### 4 困難を抱える若者を社会全体で応援する仕組みづくり

#### 【具体的な事業例】

- 横浜市子ども・若者支援地域協議会（仮称）※4 の設置
  - 青少年相談センターの機能強化（若者支援者育成事業の推進）
  - ユースフォーラム※5 の開催
- ※4 子ども・若者育成支援推進法(平成22年4月1日施行予定)に基づき都道府県・市町村が設置する、関係機関等により構成されるネットワーク協議会  
※5 支援者の人材育成やネットワーク形成、企業・事業者・市民の支援への参加促進を図るフォーラム



#### 【参考】 関連取組・事業

- 不登校対策
- いじめ・暴力問題等への対応
- 教育相談

施策分野3

様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

■取り巻く現状と課題

(1) 児童虐待防止対策と社会的養護の充実

○児童虐待の増加・深刻化

近年、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しているなど、子どもの養育環境に厳しさが増えています。背景には、親の経済的困窮や養育力の低下、親あるいは子どもの疾病・障害、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力(DV)といった状況があり、複数の問題が絡みあい、複雑化しているケースも増加していると言われています。

児童人口は減少傾向にあります。平成20年度末における本市児童相談所の児童虐待対応件数は2,156件で5年前(15年度)の2倍弱に上り、新規虐待把握件数では乳幼児や小学校低学年の児童が全体の6割以上を占めています。地域全体で子育て支援や不適切養育の予防・改善に取り組むとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、育児不安への対応や地域の子育て支援策の充実、さらには児童相談体制の充実が不可欠です。

また、児童相談所一時保護所で保護した児童のうち、虐待を理由とする件数が年々増加するとともに、一時保護所の定員超過状態が長年続いてきました。そのため、平成19年に南部児童相談所に新たな一時保護所を設置(定員45名)し、移設した中央児童相談所の開所とあわせ、市内一時保護所の定員を14年度末の30名定員から131名(自立支援部門14名を含む)へと拡充しました。こうした取組にもかかわらず、1日あたり平均入所人数は113名と定員の85%を超え、一時保護件数も依然として増加傾向にあります。

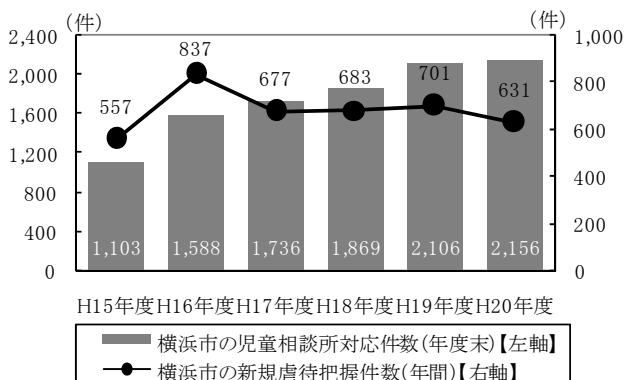
○在宅支援の拡充(養育家庭支援機能の拡充)

不適切養育等の課題を抱える家庭については、各家庭の状況に応じて児童相談所と区役所が連携し

ニーズ調査等から見える状況

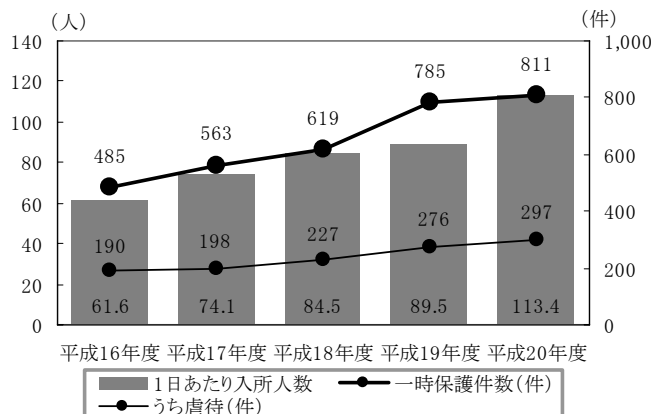
児童虐待の対応件数は5年間で2倍弱の増加

◇本市児童虐待新規把握件数/対応件数



一時保護件数、1日あたり入所人数とも増加し続けている

◇本市児童相談所一時保護所保護件数の推移



て支援を行っていますが、対応すべき家庭の数が年々増加し、深刻で複雑な事例も増える中で、きめ細かな支援を提供できないケースがあるなど、在宅での支援体制は十分とは言えない状況にあります。子どもの通学等の環境をできるかぎり変えることなく、親子がともに地域で継続して生活ができるよう、家庭の状況を踏まえた調整やショートステイなどの預かりサービスの提供を含む、継続的で専門的な在宅支援体制の構築が課題となっています。また、地域の児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実により、家庭をめぐる関係機関の連携強化を進め、地域の子育て力を向上させることも求められています。

### ○施設・里親等による養育支援の充実

子どもたちが地域で家族とともに安定して生活できるように支援する一方、やむをえず家族と離れて暮らす子どもに対しては、社会的養護体制の整備により、安定した養育環境を整えることが必要です。横浜市では平成 20 年度末現在、805 人の児童が施設や里親等の家庭にかわる養育環境で生活されています。一時保護所の入所期間が長期（1 か月以上）にわたる児童と、在宅指導の状態で施設入所を視野に入れて対応したケースのうち施設の定員不足により施設等に入所できなかった“潜在的なニーズ”の数が 198 件（19 年度実績）に上るなど、社会的養護の体制が大きく不足しています。

こうした状況について、できるだけ早い段階から在宅支援を進めることにより、地域で継続して生活することを推進していくとともに、施設の新規・改築整備により、施設の定員不足のために入所ができない状況を早期に解消することや、里親やファミリーホームなど家庭に近い養育環境を拡充していくことが課題となっています。

また、児童養護施設の新規整備や改築に際しては、強化型児童家庭支援センター（仮称）を整備することなども加味し、できるだけ住み慣れた地域に近いところで在宅・入所の支援ができるよう、施設の配置バランスを考慮することも必要です。

### ○自立支援の充実

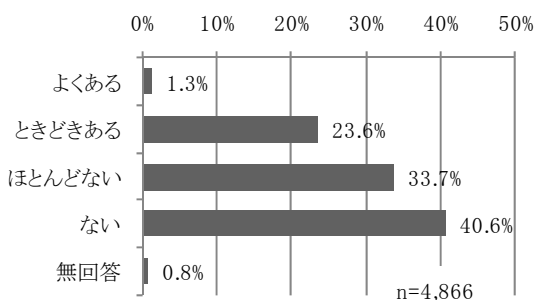
施設を退所した後の子どもたちが地域で安心して生活できるよう、施設や関係機関による継続的な

#### ニーズ調査等から見える状況

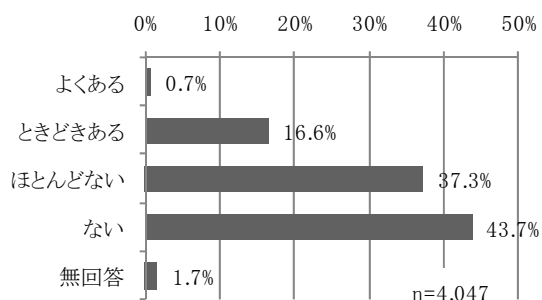
未就学児保護者は 4 人に 1 人が、小学生保護者は 6 人に 1 人が虐待していると感じることがある

◇子どもを虐待していると感じることがあるか。

<未就学児保護者>



<小学生保護者>



<出典>子育て支援に関するニーズ調査（平成 20 年度／横浜市子ども青少年局）

支援を行うとともに、地域資源と連携を図ることで、自立や就労に向けた支援を行うことが必要です。

また、次世代の親づくりといった観点も含めて、自立の過程で子どもが孤立化しないよう、18歳を超えた子どもに対しても相談支援や実家的な居場所などの仕組みづくりが課題となっています。

## (2)障害児とその家族への総合的な支援の充実

### ○障害児とその家族への支援

本市の障害児の状況を見ると、児童人口が横ばいで推移する中、軽度の知的障害児や知的な遅れのない発達障害児の増加傾向が顕著となっています。特に、地域療育センター利用児童の半数以上が発達障害児であり、初診待ち期間は長期化しています。

また、重症心身障害児者数も年々増加の一途を辿っており、医療的ケアの必要な重度の在宅重症心身障害児者の増加も顕著になっています。重症心身障害児者施設の整備や在宅支援機能の強化・拡充などが求められています。

障害児とその家族が、身近な地域で安心して生活できるためには、障害児支援のための施設整備や機能拡充とともに、障害の早期発見・早期対応、親と家族の障害受容に対するサポート、将来への不安の解消のための相談機能の充実など、障害児と家庭への支援とネットワークの充実が必要となっています。

また、障害児本人への支援にあたっては、障害の特性に合わせたきめ細かな支援が重要です。幼稚園や保育所、親子の居場所などで、他の子どもと一緒に育ちながら支援を受けられることも大切です。

### ○学齢期の学習環境の整備

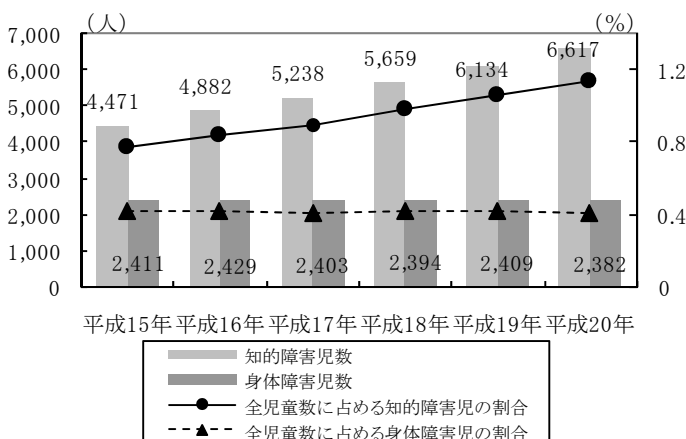
特別支援学校や個別支援級に在籍する児童生徒は年々増加していますが、特別支援学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、普通学級に在籍する学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な支援を行っていく必要があります。

#### ニーズ調査等から見える状況

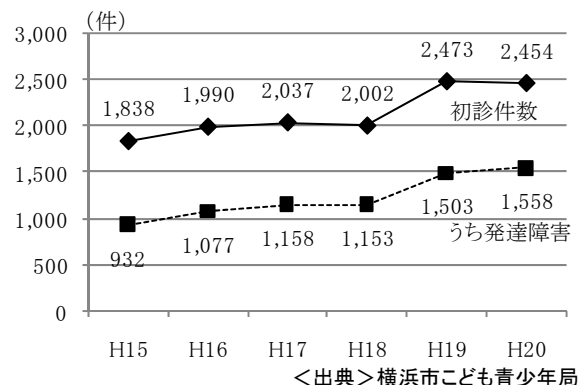
知的障害児は  
5年間で約1.5倍増

発達障害児の増加により  
地域療育センターの利用が急増している

◇本市の障害児数の推移



◇本市の地域療育センターの初診件数及びうち発達障害の件数



さらに、放課後や夏休み等でも障害児がのびのびと過ごせる居場所の確保・充実を図るなど、個別支援や集団活動支援の推進・強化が求められています。

### ○地域での安定した生活に向けた支援

医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児者については、地域で安定した生活を過ごしていくために、より多くの医療機関が障害児者に対応し、身近な地域で安心して医療を受けられる体制の充実が必要となっています。

また、障害児の将来への不安感の解消、地域の障害理解が促進され、一人ひとりの障害特性に応じた就労に向けた支援を進めるなど、地域で安定した生活を過ごすための環境を整える必要があります。

### ○発達障害児への支援

発達障害は、乳幼児健診等で発見された場合、早期療育に向けた体制が整備されていますが、この時期にすべての発達障害を発見することは限界があり、学齢期での集団不適応等や進学をきっかけに顕在化する場合があります。この場合、家族や周囲の理解不足等が不登校やひきこもりにつながったり、就労の際に働きにくさから不適応の状態となることがあります。発達障害が顕在化した時期にかかわらず、個々の発達障害の状況に応じた支援を行うため、福祉・保健・教育の各分野の障害児を支援する関係機関の連携体制の充実と、その支援のための人材育成も重要となっています。

また、保護者の障害の受容のサポートとともに、家族や地域の障害特性に対する理解の促進がより重要になっています。

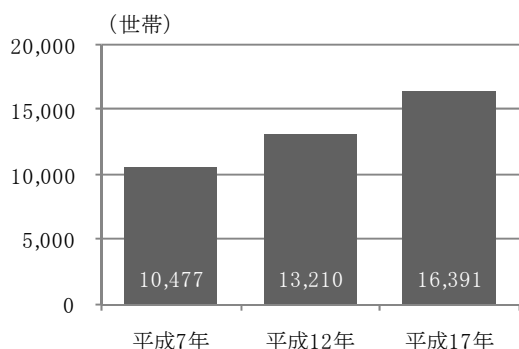
## (3)ひとり親家庭の自立に向けた支援／配偶者からの暴力(DV)への対応

### ○ひとり家庭への生活の支援

本市の母子家庭数は、平成12年から17年までの5か年間で24%増と大きく増加しています。20年度に本市が実施した「ひとり親家庭アンケート調査」によると、年間の世帯総収入額（児童

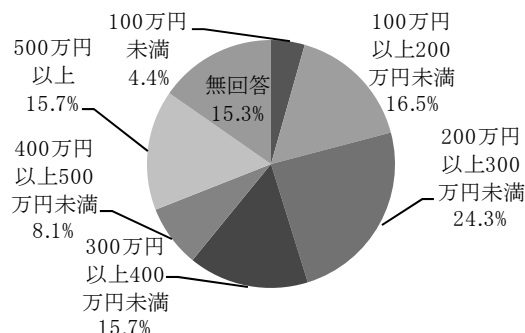
ニーズ調査等から見える状況

母子家庭は10年間で1.5倍以上



<出典>国勢調査

年間世帯総収入額は  
母子家庭の45%が300万未満



<出典>ひとり親家庭アンケート調査

(平成20年度／横浜市こども青少年局)

扶養手当・養育費等を含む)は、母子家庭の約45%が300万円未満という厳しい状況にあり、また父子家庭においても、一般世帯に比べ収入が低い傾向にあります。また、ひとり親家庭になって困ったこととして、「生活費の不足」が多くなっており、また母子家庭では住居や仕事について困っているとした割合が高く、父子家庭では家事について困っているとした割合が高くなっています。

ひとり親家庭が、安心して子育てと就業の両立ができるよう、生活面や経済面での支援がより重要となっています。

### ○就労に向けた支援

市内のひとり親家庭の就労率は高く、母子家庭が86%、父子家庭が89%となっていますが、就労している人の平均収入は母子家庭が277万円、父子家庭が647万円となっています。

母子家庭の母の就業形態は、非正規職員(パート・アルバイト、嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員)が半数以上と不安定な就労形態の割合が高く、また、父子家庭においても、子育てや生活面において社会的支援が求められているほか、子どもの養育のために残業ができず転職を余儀なくされる等のケースもあり、ひとり親家庭の親の安定した就業に向けた就業支援が求められています。

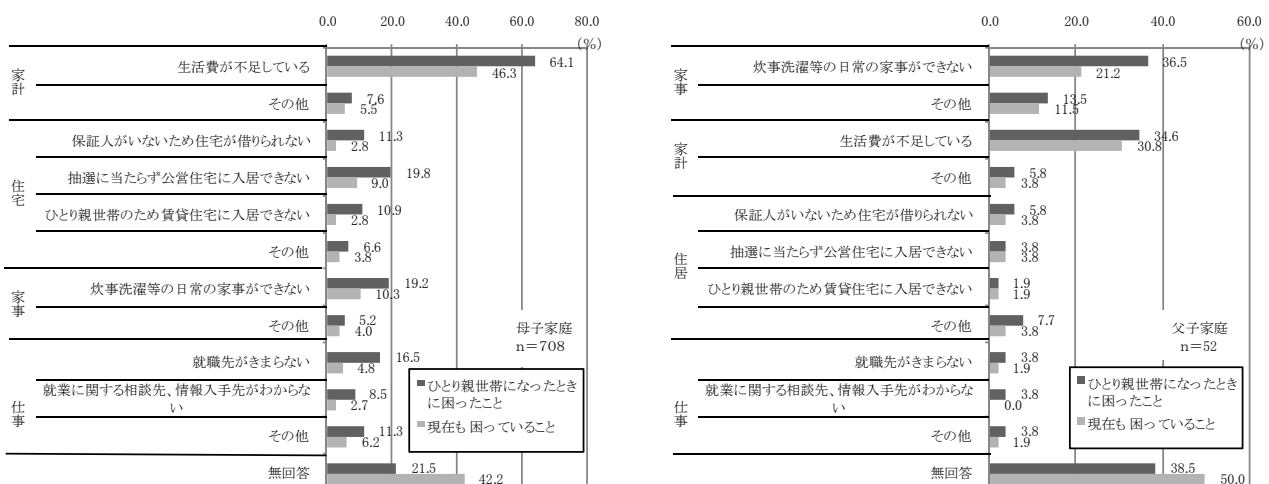
### ○相談機能・情報提供の充実

ひとり親家庭から各種支援制度について「知らなかった」という声も聞かれ、制度のさらなる周知が必要になっています。支援制度・サービスを利用しやすくするために、積極的な情報提供とともに相談機能の充実が求められています。

また、ひとり親家庭が、社会全体から見守られ、地域で安定した生活を送っていくためには、ひとり親家庭の生活状況に関する企業や地域のより一層の理解が必要です。

### ニーズ調査等から見える状況

母子家庭は生活費不足  
父子家庭は日常の家事と生活費不足に課題



<出典>ひとり親家庭アンケート調査(平成20年度/横浜市子ども青少年局)

## ODV被害者への支援

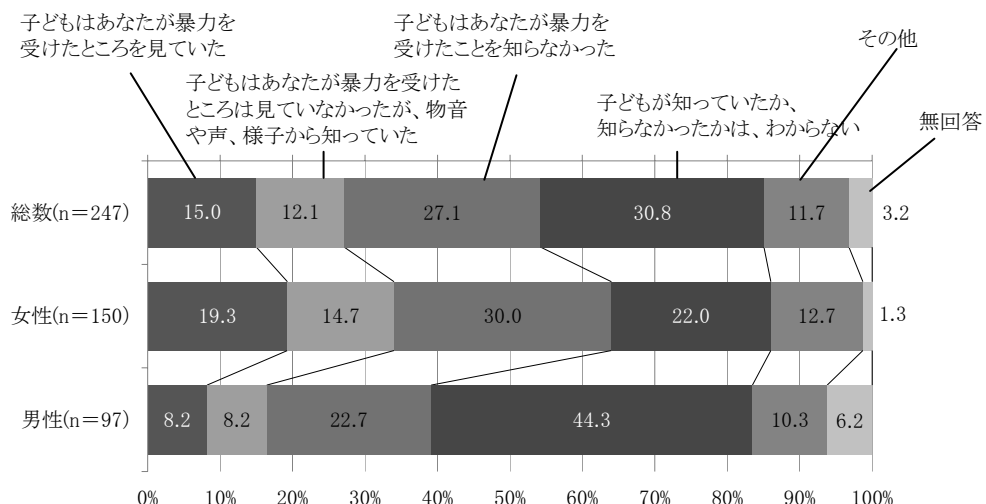
配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の被害者は多くの場合が女性であり、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害し、子どもの心身の健康や行動に影響を与える重大な問題です。子ども自身も暴力に巻き込まれたり、加害者から逃れながら生活することで生活の基盤を失ったりするなど、不安定な生活環境におかれることもあります。

平成20年度に本市が実施した「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び被害者実態調査（面接調査）」では、約3割の人が、親が暴力を受けていることを子どもが知っていたと答えており、親だけでなく子どもにもDVの影響が及ぶなど、DVの根深さが浮き彫りとなりました。DV被害を受けた母子等への相談・保護、自立に向けた支援が求められています。

横浜市では、配偶者暴力防止法の改正に基づき、22年度中に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV基本計画）」を策定し、DVに対する取り組みを推進していきます。

### ニーズ調査等から見える状況

親の暴力を知っていた子どもが約3割



<出典> 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害者実態調査(面接調査)  
(平成20年度/横浜市市民活力推進局)

## 施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭へ支援

## 基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

## 取り巻く現状と課題

※施策分野3-(1)より [P37]

## 【児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実】

- 児童虐待や家庭をめぐる課題の深刻化により、子どもの養育環境に厳しさが増している。
- 課題を抱える家庭に対し、地域での支援やきめ細かな支援が十分に提供されていない。
- 施設等の定員不足により入所できない子どもがいる。
- 施設退所後や18歳以降の支援が十分でなく、自立の過程で困難を抱えやすい。

## 目指す姿

- ◆関係機関の連携により、不適切養育や児童虐待を予防する環境が整っている。
- ◆社会的養護が理解され、身近な支援や子育てを地域全体で支える環境が整っている。
- ◆やむを得ず家族と離れて暮らす子どもに対して、一人ひとりの状況に適した養育環境が整っている。
- ◆将来的に子どもが社会へ適応し、次世代の家庭を築いていくための支援体制がある。



## 後期計画の対応

## 達成目標

- ① 子育て家庭への相談・支援体制が充実し、地域の支援ネットワークが活性化している。
- ② 地域において、預かり系サービスの拡充等の継続的で専門的な在宅支援が充実している。
- ③ 施設や里親・ファミリーホームなど、一人ひとりに適した養育環境の整備が進んでいる。
- ④ 施設退所後や18歳以降のケアなど、自立に向けた相談・支援体制づくりが進んでいる。

## 評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
要保護児童対策地域協議会による個別ケース検討※1件数	93件(20年度実績)	800件
施設入所が望ましいが、施設の不足で入所できない児童数	198人※2	0人

※1 児童虐待で区役所や児童相談所が在宅支援を行っている家庭のうち、地域の関係機関が連携してサービス提供を行う必要がある家庭を対象として行う。

※2 一時保護所の入所期間が長期(1か月以上)にわたる児童と、施設入所を視野に入れて対応したケースのうち施設の定員不足により入所できなかった児童の合計数。19年度実績を21年度末の推計値と見なして使用。

## 重点取組



### 1 児童虐待防止体制の充実

#### 【具体的な事業例】

- 乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握<基本施策1 関連>
- 産前産後の支援の充実（家庭訪問やヘルパー派遣等）<基本施策1 関連>
- 児童虐待防止の啓発と地域の支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実
- 児童相談所の相談・支援体制の充実

### 2 在宅支援の充実（養育家庭支援機能の拡充）

#### 【具体的な事業例】

- 強化型児童家庭支援センター(仮称)※3の設置
- ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実
- 家族再統合事業の推進

※3 既存の児童家庭支援センターが担ってきた相談機能に加え、養育に課題を抱える家庭の状況を把握し、福祉サービスのコーディネートやショートステイ等の預かりサービスの提供を一体的に行い、地域で安定した生活ができることを目指す。里親家庭や施設退所児童等の支援も行う。

#### 【事業目標】

事業名	21年度末状況(見込)	26年度目標
強化型児童家庭支援センター(仮称)の設置・運営	0か所 (児童家庭支援センターとして1か所)	9か所

### 3 施設・里親等による養育支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 児童養護施設の新規整備
- 老朽化施設の再整備と個室化・ユニット化の推進
- 里親等の拡充・養成・支援
- 里親・ファミリーホーム※4制度の広報強化



#### 【事業目標】

事業名	21年度末状況(見込)	26年度目標
施設整備・市所管児童養護施設定員数の増	446人	518人
里親等委託率	14.5%(20年度末状況)	16.5%

※4 小規模住居型児童養育事業。養育者の自宅にて、家庭的な環境の中で5～6人の児童を養育する。

### 4 自立支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 施設退所後の相談・支援の充実
- 就労支援に向けた相談・支援・情報体制の強化<基本施策5 関連>

## 施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭へ支援

### 基本施策7 障害児への支援

#### 取り巻く現状と課題

※施策分野3-(2)より [P39]

#### 【障害児とその家族への総合的な支援の充実】

- 障害児の増加や障害の重複化等の傾向の中で、障害の特性や成長に合わせた障害児への支援とネットワークの充実が求められている。
- 障害児一人ひとりに対する、生活や学習のきめ細かな支援とともに、放課後等の居場所の確保の充実が求められている。
- 将来にわたる地域での生活に向けて、地域の障害理解とともに、医療機関の受診環境や雇用環境など障害児者を取り巻く環境の整備を進める必要がある。
- 発達障害児への個々の障害の状態に応じたきめ細かな支援とともに、発達障害に対する家族や地域の理解の促進、関係機関の連携体制の充実が必要となっている。

#### 目指す姿

- ◆福祉・保健・医療・教育等の各種施策の円滑な実施により、個々の障害特性に応じた支援を展開させ、身近な地域で障害児が安定した生活ができている。



#### 後期計画の対応

#### 達成目標

- ① 障害児の増加や重複化等に対応する、障害児施設の機能強化と拡充が進んでいる。
- ② 障害の早期発見・早期療育の推進とともに、障害の特性や成長の段階に合わせた支援が充実している。
- ③ 障害児の学習環境の整備とともに、放課後等にのびのびと過ごせる居場所が確保され、本人の社会性や対人関係能力の向上や親の就労や社会参加につながっている。
- ④ 地域で暮らす障害児への理解が促進され、保護者の負担軽減や、障害児の生活を支援する地域の連携が進んでいる。

#### 評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
地域療育センター等の通園施設定員	820人	910人
地域療育センター等の年間初診実施数	2,605人(20年度実績)	2,845人
障害児が放課後等を過ごすことのできる居場所の年間利用児童数	33,120人	77,000人

## 重点取組

### 1 障害児施設の機能強化・拡充等

#### 【具体的な事業例】

- 地域療育センターの整備・拡充及び機能強化
- 重症心身障害児施設の整備・拡充及び機能強化
- 既存障害児施設の再整備及び機能再編等

#### 【事業目標】

事業名	21年度末状況(見込)	26年度目標
地域療育センターの整備	7か所	8か所
市内所管重症心身障害児施設入所定員数	139人	300人

### 2 乳幼児期からの支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 障害の疑いのある段階からの対応（養育者の相談ニーズに応じた早期支援）
- 障害児保育＜基本施策3関連＞
- 主に知的な遅れのない発達障害児に対する集団療育の場の提供



### 3 学齢期の支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 障害児居場所づくりの推進
- 地域療育センターの学校支援の推進
- 障害児の通学、校内生活、校外学習での支援の推進
- 特別支援学校における余暇活動の推進
- 放課後児童施策における居場所の確保



#### 【事業目標】

事業名	21年度末状況(見込)	26年度目標
障害児居場所の整備・拡充	17か所	36か所

### 4 地域での生活に向けた支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 障害児者医療に理解のある医療機関情報の提供
- 重症心身障害児者の医療連携ネットワークの構築
- 関係機関や市民への障害理解啓発活動の推進
- 福祉・教育・医療・労働が連携した就労支援体制の強化

## 施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭へ支援

### 基本施策8 ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

#### 取り巻く現状と課題

※施策分野3-(3)より [P40]

#### 【ひとり親家庭の自立に向けた支援/配偶者からの暴力(DV)への対応】

- ひとり親家庭は増加傾向にあり、多くが生活面や経済面で不安を抱えている。
- 安定した就業に向け、特に母子家庭の母への就業支援が必要になっている。
- 各種支援制度に関する積極的な情報提供・相談機能の充実が求められている。
- ひとり親家庭の生活状況に関する企業や地域のより一層の理解が必要となっている。
- 配偶者からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)の被害を受けた母子等への支援が求められている。

#### 目指す姿

- ◆ひとり親家庭が行政・関係団体等の支援制度・サービスを利用し、地域で安定した生活を送っている。
- ◆地域や企業など社会全体が見守る中で、個々の家庭の状況に応じた就労につき、経済的な自立がなされている。
- ◆DV被害を受けた母子等が、地域で安心して生活ができている。



#### 後期計画の対応

##### 達成目標

- ① 家庭への生活支援と子ども自身への支援が充実し、安定した日常生活につながっている。
- ② 技術の習得、資格の取得等に向けた支援や地域・企業への理解の促進が就労につながり、経済的な自立が促進されている。
- ③ 相談機能や情報提供の充実により、生活支援や就業に向けた様々な支援制度が活用されている。
- ④ DV被害を受けた母子等への相談・保護、自立に向けた支援が充実している。

##### 評価指標

	21年度末状況(見込)	26年度目標
母子家庭の世帯総収入額(各種手当等を含む)について、300万円未満の世帯の割合	45% (20年度調査)	40%
母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合	49% (20年度実績)	55%

## 重点取組

### 1 子育てや生活の支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 日常生活の支援の推進
- ひとり親家庭等医療費助成
- 母子生活支援施設退所者向けの支援の充実※1
- 夜間養護（トワイライトステイ）の充実＜基本施策6関連＞
- DV被害者の緊急一時保護

### 2 就業の支援の充実

#### 【具体的な事業例】

- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談、就職情報の提供・職業紹介の実施
- 父子家庭への就労相談、職業紹介の実施
- 教育訓練給付金等の支給による就労支援の推進※2
- 職業訓練の推進＜基本施策5関連＞
- 地域・企業への理解促進

### 3 相談機能等の充実

#### 【具体的な事業例】

- 相談機能・情報提供の充実
- 子ども自身への支援
- 支援者研修の充実※3
- シェルター等におけるDV被害者への住居・就労等に関する相談・支援の実施
- 男女共同参画センターにおけるDV相談・被害者回復支援
- 女性に対する暴力防止の啓発



※1 退所後においても安定した生活を送ることができるよう、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行う。

※2 技術や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部支給等を行う。

※3 ひとり親世帯の相談全般に対応できるよう、支援者に研修を実施し、専門性の向上を図る。

## 施策分野4

# 子どもを大切にすまちづくりの推進

### ■取り巻く現状と課題

#### (1)安心して子育てができるまちづくり

##### ○安心して外出できる環境づくり

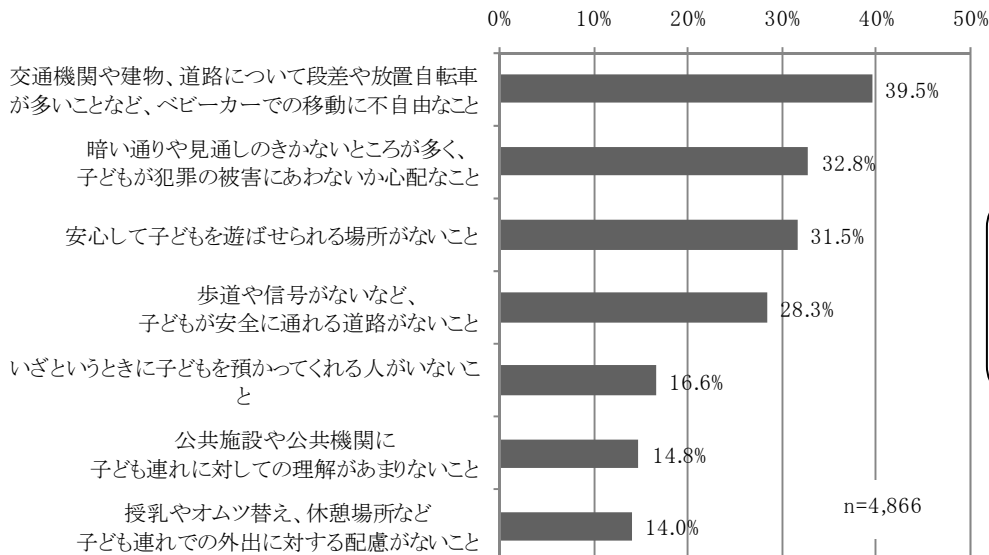
子育てにおける心配ごととは多岐にわたりますが、本市調査で「子育てをされていて気になること」の第1位に「段差や放置自転車が多く、ベビーカーでの移動が不自由」が挙げられるなど、妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設や店舗等まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。

さらに、外出先で困っても協力を求められずに我慢したり、子どもが迷惑をかけているのではないかと気疲れしたりするなど、妊娠中や小さな子どものいる家庭にとって、物理面のみならず、周囲の人の理解や情報といったソフト面でも、安心して外出することを困難にするバリアが数多く存在しています。一方、子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査（こども未来財団、2004年12月）によると、「外出先で手助けされたり、勇気付けられたりしてうれしかった体験」として、「バスや電車で席を譲ってくれた」「ベビーカーを運んでくれた／たんでくれた」「子どもをあやしてくれた／話しかけてくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育てをする上で大きな支援になることが分かります。

公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革や、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。

#### ニーズ調査等から見える状況

##### ◇子育てをされていて、気になること、困ること



段差や放置自転車、安心して子どもを遊ばせられる場所の不足、子どもの安全などを望む声が多い

## ○子育てしやすい環境の整備

子育て中の家庭にとって、子育てに適した住宅としては、たとえば家族の人数にあった室内の適度な広さを確保することや、子どもの足音や声に対応する遮音性を持つことが求められます。特に乳幼児期では玄関までのベビーカーでの移動、将来を見据えた場合には、車椅子の利用などライフステージへの変化に対応できるバリアフリーに配慮した住宅であることなどが挙げられます。

さらに子育て家庭からは周囲の安全や防犯への配慮、「保育所や幼稚園や学校が近くにある」といった周辺環境を含めた住みやすさを求める声も聞かれます。

このような子育て家庭ならではの事情に配慮した、子育てにやさしい住宅の供給に取り組むなど、子育てしやすい環境の整備を推進していく必要があります。

## ○子どもが安心・安全に過ごせるまち

本市調査では、「子どもが犯罪の被害にあわないか心配」「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」「子どもが安全に通れる道路がない」が上位に挙げられており、子どもが巻き込まれる犯罪・事故に対する懸念があげられています。「よこはま学援隊」などの地域・学校・家庭が連携して地域全体で子どもを見守る取組が進み、地域における活動が活発化しており、地域防犯拠点の設置や防犯パトロールなどが市内全域で進んでいます。

また、子どもの安全の確保の観点では、交通事故を含め不慮の事故を予防する取組も重要です。本市では、不慮の事故による0歳児の死亡率が全国平均を上回る状況があり、保護者に対する子どもの事故予防に関する啓発の実施など、その対応が求められています。

## ○環境への対応

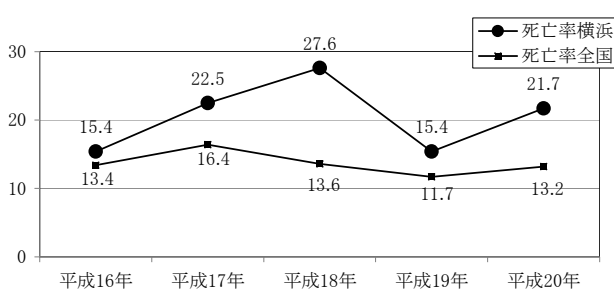
豊かな自然環境や安全・安心な都市生活環境は、未来を担う子どもたちが、のびのびと安心して育つ環境として欠かせないものです。私たちは、これらの環境を守り、創造することに取り組むとともに

### ニーズ調査等から見える状況

不慮の事故による0歳児の死亡率が  
全国平均を上回る

低年齢児は家庭内での不慮の事故が  
多い

◇不慮の事故による0歳児の死亡率  
(出生10万人対)



◇過去5年間(平成16~20年)の子どもの不慮の事  
による死亡総数

	0歳	1-4歳	5-9歳
交通事故	0	7	10
窒息	31	7	0
煙・火災	0	4	1
転倒、転落	0	2	1
溺れ	1	1	5
その他	1	4	0
計	33	25	17

に、子どもたちに対して、環境の大切さを伝えること、かけがえのない環境を将来に継承していくために行うべきことについて伝えていく必要があります。

現在、本市では、地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者などが様々な単位で取組をすすめています。子どもたちのために、これらの取組を引き続き推進し、子どもたちが自然環境に興味・関心を持つとともに、自然環境との共生を通じて子育て環境の充実を図っていく必要があります。

## (2)子どもを大切にす機運の醸成

### ○ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てや子どもの育ちを社会全体で支援していくためには、子どもを大切にす機運の醸成など、市民全体の意識改革や価値観の転換が求められます。特に、子育て家庭において必要なゆとりを生み出し、子育てや子どもに関わる活動や支援の担い手の裾野を広げていくためには、市民のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要な要素となります。

本市調査によると、市民の多くは、「仕事、家事、プライベートを同じように優先したい」という理想を持ちつつも、現実には「仕事優先」で特に男性にその傾向が強く、女性が家事などを優先する傾向が高くなっています。父親が家庭生活において責任を果たせるよう、そして、子育て期においても、男性も女性もやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家族の団らんや自分自身のための時間を確保し、ゆとりを持って楽しく子育てができるよう、多様な働き方・生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス社会を目指していくことが求められています。

### ○子どもや子育て支援への関わり

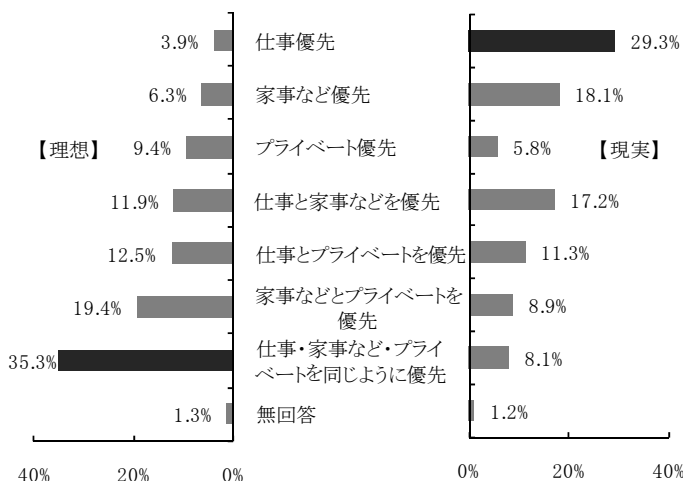
子育て支援を進めるうえでは、子どもや子育て家庭を直接支援するだけでなく、市民や企業・団

#### ニーズ調査等から見える状況

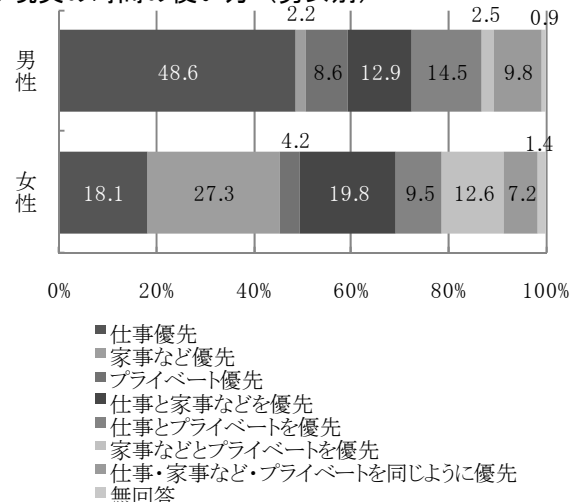
ワーク・ライフ・バランスの実現を理想としつつも、現実には仕事優先

男性は仕事優先、女性は家事など優先の傾向が高い

◇生活における時間の使い方（理想と現実）



◇現実の時間の使い方（男女別）



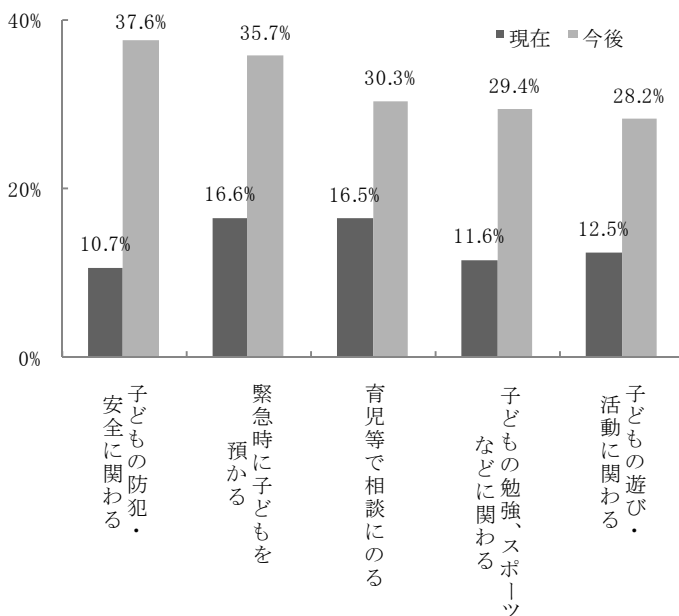
体などに広く子育て支援や子どもの健全育成に関心を持ってもらい、理解の裾野が広がることが大切です。そのためには子育て支援に関わる市民活動や、子育て支援をテーマにした企業の社会貢献活動をより積極的に支援していく必要があります。市民の地域の子育てへの関心は高く、NPO等の活動も活発化しています。企業の社会的責任（CSR）等の取組にも関心が高まりつつあります。子どもを大切にするまちづくりに向けて、市民・企業・行政などの連携と協力体制が求められています。

そこでは、子ども連れや子ども自身が利用しやすい場・機会を増やしていくために、様々な配慮やサービスが受けられるお店や施設、イベント機会等の拡大や、子ども・青少年活動に市民や企業等が参加しやすい仕組みづくりも大切です。

また、子育ての喜びを実感しながらゆとりをもって子育てすることができ、子どもを持ちたいと思う人が子どもを産み育てることに希望を持てるよう、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信や機運の醸成といったことも求められています。

## ニーズ調査等から見える状況

### ◇子どもとの関わりでやってみたいこと



子どもと関わりのある活動を今後やってみたい市民は多い

## 施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

## 基本施策9 安心・安全のまちづくり

## 取り巻く現状と課題

※施策分野4-(1)より [P49]

## 【安心して子育てができるまちづくり】

- 妊婦や子ども連れの外出において、公共交通機関や建築物等の物理的なバリアのほか、周囲の人の理解や情報面のバリアなど、安心して外出することができない状況がある。
- 子育て家庭が安心して暮らせる住宅の供給など、子育てしやすい環境の整備が求められている。
- 子どもが巻き込まれる犯罪・事故に対する懸念がある。
- 市域の緑の喪失や地球温暖化など自然環境の変化や、資源の循環、複雑多様化する都市生活環境に関する課題など、子どもたちが育つこれらの環境に関する課題に早急に対応する必要がある。

## 目指す姿

- ◆妊婦や子育て家庭が安心して外出でき、子育てしやすい環境が整備されている。
- ◆子どもが巻き込まれる犯罪・事故等がおこりにくいまちづくりが進んでいる。



## 後期計画の対応

## 達成目標

- ① 子ども連れで外出しやすい環境や、子どもの安全や遮音等に配慮した子育てに適した住宅環境の整備など、安心して子育てできる環境づくりがすすんでいる。
- ② 子どもが巻き込まれる犯罪や事故等を防止するための協力体制が整備されている。

## 評価指標

	21年度末状況（見込）	26年度目標
暮らしの安心・安全を守る制度や対策が整い、安心して暮らせると思う人の割合	31.7%（※）	40%

※【参考値】21年度横浜市民意識調査「暮らしの安心・安全を守る制度や対策が整い、安心して暮らせる都市の実現に向けて進んでいると思いますか」に対して、「進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答した人（20～49歳）の合計















## かがやけ横浜子ども青少年プラン（素案） ～横浜市次世代育成支援行動計画・後期計画～

平成 22 年 2 月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045-671-4281 FAX 045-663-8061

電子メール kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/>

